

北広島市行財政改革大綱・実行計画

平成27年3月

北 広 島 市

目次

第1章 北広島市行財政改革大綱

行財政改革の経過	1
1. これまでの取り組み	1
2. 行財政構造改革大綱の成果	1
行財政改革の必要性	3
1. 市を取り巻く状況	3
(1) 財政状況等の推移	3
(2) 少子高齢化の進行	7
(3) 社会保障関係費の増加	8
(4) 公共施設等の老朽化	9
(5) 地方分権改革の進展	9
2. 行財政改革の必要性	10
行財政改革大綱の位置づけと基本目標	11
1. 行財政改革大綱の位置づけ	11
2. 行財政改革大綱の計画期間	11
3. 行財政改革大綱の基本目標	11
行財政改革大綱の推進体制	12

第2章 北広島市行財政改革実行計画

行財政改革実行計画の位置づけと改革項目	13
1. 行財政改革実行計画の位置づけ	13
2. 行財政改革実行計画の計画期間	13
3. 行財政改革実行計画の改革項目	13
基本目標1 持続可能な財政運営の推進	
改革項目1-1 健全な中長期財政運営の確立	16
改革項目1-2 補助金等の適正化	18
改革項目1-3 債権管理の適正化	19
改革項目1-4 使用料等の適正化	20
改革項目1-5 独自財源の確保	21
改革項目1-6 公共施設等の老朽化対策	22

基本目標 2	機能的な行政運営の推進	
改革項目 2 - 1	行政組織の見直し	23
改革項目 2 - 2	職員育成の充実	24
改革項目 2 - 3	人事評価制度の導入	25
改革項目 2 - 4	政策評価の推進	26
改革項目 2 - 5	I C T化の推進	27
改革項目 2 - 6	下水道事業の公営企業会計化	28
基本目標 3	市民協働・官民連携の推進	
改革項目 3 - 1	市民参加の推進	29
改革項目 3 - 2	市民協働の推進	30
改革項目 3 - 3	アウトソーシングの推進	31

参考資料

中期財政の見通し	33
市民意識調査の結果	38
北広島市行財政改革推進委員会設置条例	44
北広島市行財政改革推進委員会委員名簿	46
策定経過	47

第1章 北広島市行財政改革大綱

行財政改革の経過

1. これまでの取り組み

北広島市は、平成8年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として改革に取り組み、平成13年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築を目指して改革を進めました。

その後、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新たな行財政運営を行うため、平成15年度から新たな行財政構造改革の検討を開始しました。平成17年3月には民間有識者による行財政構造改革委員会から提言を受けて、同年5月に「行財政構造改革大綱」を策定しました。

2. 行財政構造改革大綱の成果

「行財政構造改革大綱」では、平成17年度から平成26年度までの10年間を推進期間とし、「政策評価の推進」「市民参加・協働の推進」「健全な財政運営の推進」「行政運営システムの改革の推進」を目標に掲げ、単なる経費節減や事務手続きの簡素化といった枠を超えて、行政運営システムを構造的に改革することを目指しました。

平成17年10月には、大綱に基づく具体的な改革項目を掲げた「行財政構造改革・実行計画」を定め、行財政の改革に取り組んできました。

この取り組みにおいては、「行財政構造改革・実行計画」に掲げた108件の改革項目のうち、102件の改革項目を実施し、実施率は94.4%となっています。

この間、外部委員による施策や事務事業の評価、市民参加条例の制定や公益活動団体との協働指針の策定を行い、市民参加・協働の基本的な制度の確立を図りました。

また、使用料等の設定基準に基づく受益者負担の適正化、市税の収納率の向上、有料広告の掲載や未利用市有地の処分などの財源確保対策、さらに、民間経営手法の活用による市民サービスの向上や経費削減、正職員54人の削減、給与制度の見直し、職員研修の充実など、行政運営システム全般の改革に取り組みました。

これらの取り組みの結果、協働のパートナーであるNPO法人の増加や将来負担・公債費負担の健全度の上昇などの成果が得られました。

また、支出の削減や受益者負担等の見直しによる収入増加を図ったことにより、平成25年度までに約31億2千万円の効果額を生み出すことができました。

全体として、「行財政構造改革大綱」の基本目標は概ね達成したといえますが、市民協働や民

間活力の導入による市民サービスの向上や効果的かつ効率的な業務の実施、行政課題の変化に対応できる組織や職員配置、税外収入における収入未済額の増加などが課題として残りました。

< 改革の取組状況 >

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
改革項目数	110	110	109	108	107	107	109	108	108	108
実施項目数の累計	7	25	37	52	59	70	72	76	79	80
うち当該年度実施数	7	18	12	15	7	11	2	4	3	1
一部実施項目数	36	29	40	34	33	28	27	24	23	22
合計 +	43	54	77	86	92	98	99	100	102	102

平成20年3月：1項目追加 (No.111 市債利息の軽減)
 2項目取組停止 (No.66 脳障がい者等の地域交流会事業の見直し)
 (No.79 フレンドリーセンター運営事業の充実)
 平成21年3月：1項目取組停止 (No.82 消火栓維持業務等の委託の検討)
 平成22年3月：1項目取組停止 (No.84 水道業務の広域化の検討)
 平成23年7月：2項目追加 (No.112 公共施設適正配置計画の策定)
 (No.113 指定管理者制度活用の拡大)
 平成25年1月：1項目取組停止 (No.41 悪質滞納者への対応の強化)

< 改革による主な成果 >

項目	指標	改革前	改革後	順位
市民協働の充実度	人口千人あたり NPO 法人数	0.20 (H18.3)	0.47 (H25.12)	5位
将来負担の健全度	将来負担比率 (%)	104.2 (H19)	57.9 (H25)	9位
公債費負担の健全度	実質公債費比率 (%)	16.8 (H17)	6.9 (H25)	2位
職員管理の適正度	人口千人あたり一般行政職員数	5.23 (H17.4)	4.70 (H25.4)	9位

順位は道内 35 市中

< 改革による効果額 >

(単位:百万円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
支出削減	40	105	137	182	349	376	487	196	1,872
(1) 負担金・補助金の見直し	22	2	2	0	-4	-6	-29	-97	-110
(2) 職員数・給与の見直し	26	94	144	205	225	257	281	304	1,536
(3) 各種事業の見直し等	-8	9	-9	-23	128	125	235	-11	446
収入増加	23	97	176	209	229	163	170	184	1,251
効果額 (+)	63	202	313	391	578	539	657	380	3,123

行財政改革の必要性

1. 市を取り巻く状況

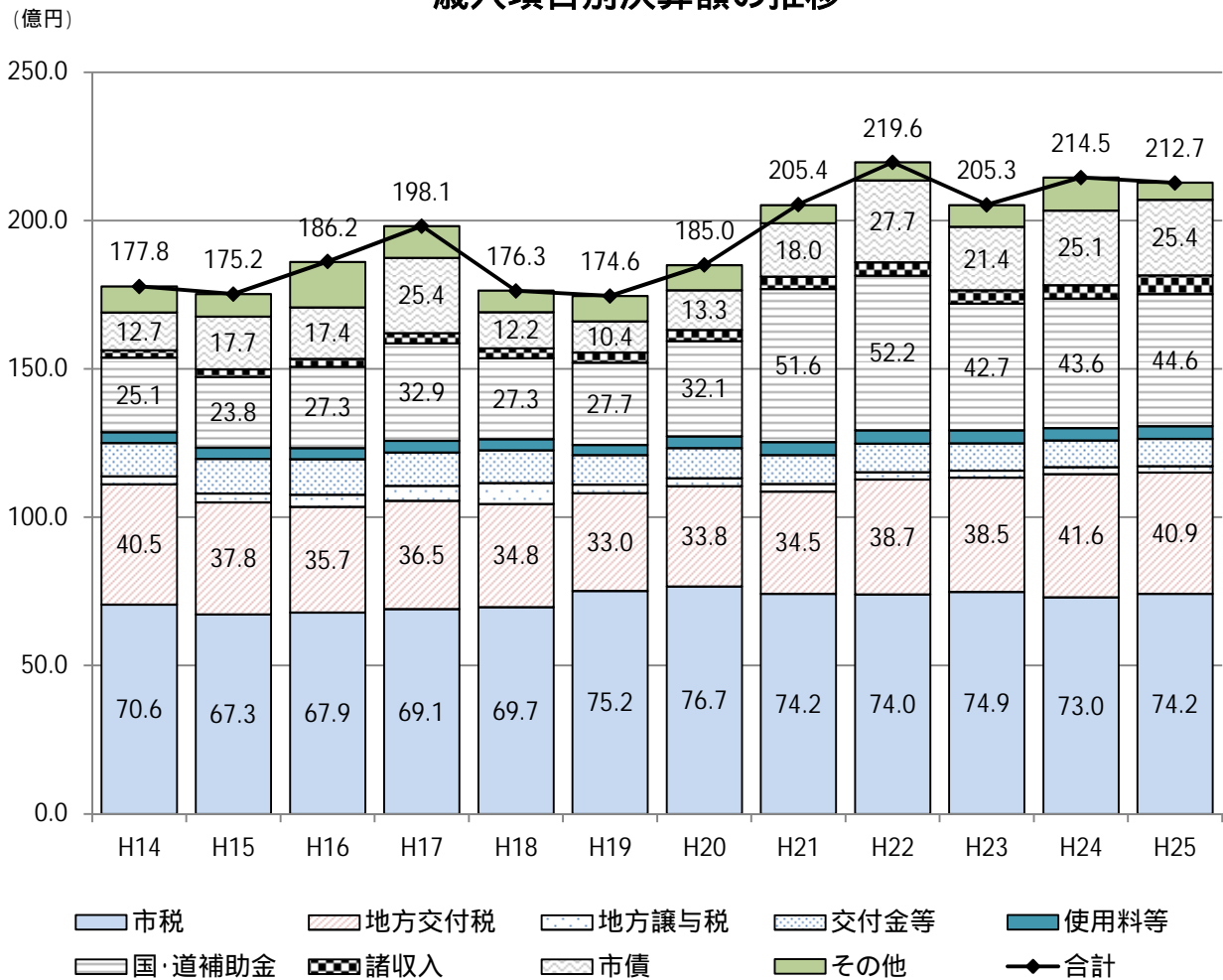
(1) 財政状況等の推移

(ア) 歳入（普通会計決算）

市の歳入のうち市税については、平成19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲により増加しましたが、その後は景気の低迷や地価下落等により全体としてはわずかに減少傾向にあります。地方交付税は、国の三位一体改革により減少しましたが、ここ数年は国の地方の財源を確保する方針により回復傾向にあります。

国・道の補助金や市債については、主に国の経済対策や公共施設の耐震化の促進に伴う建設事業費の変化により増減しています。

歳入項目別決算額の推移

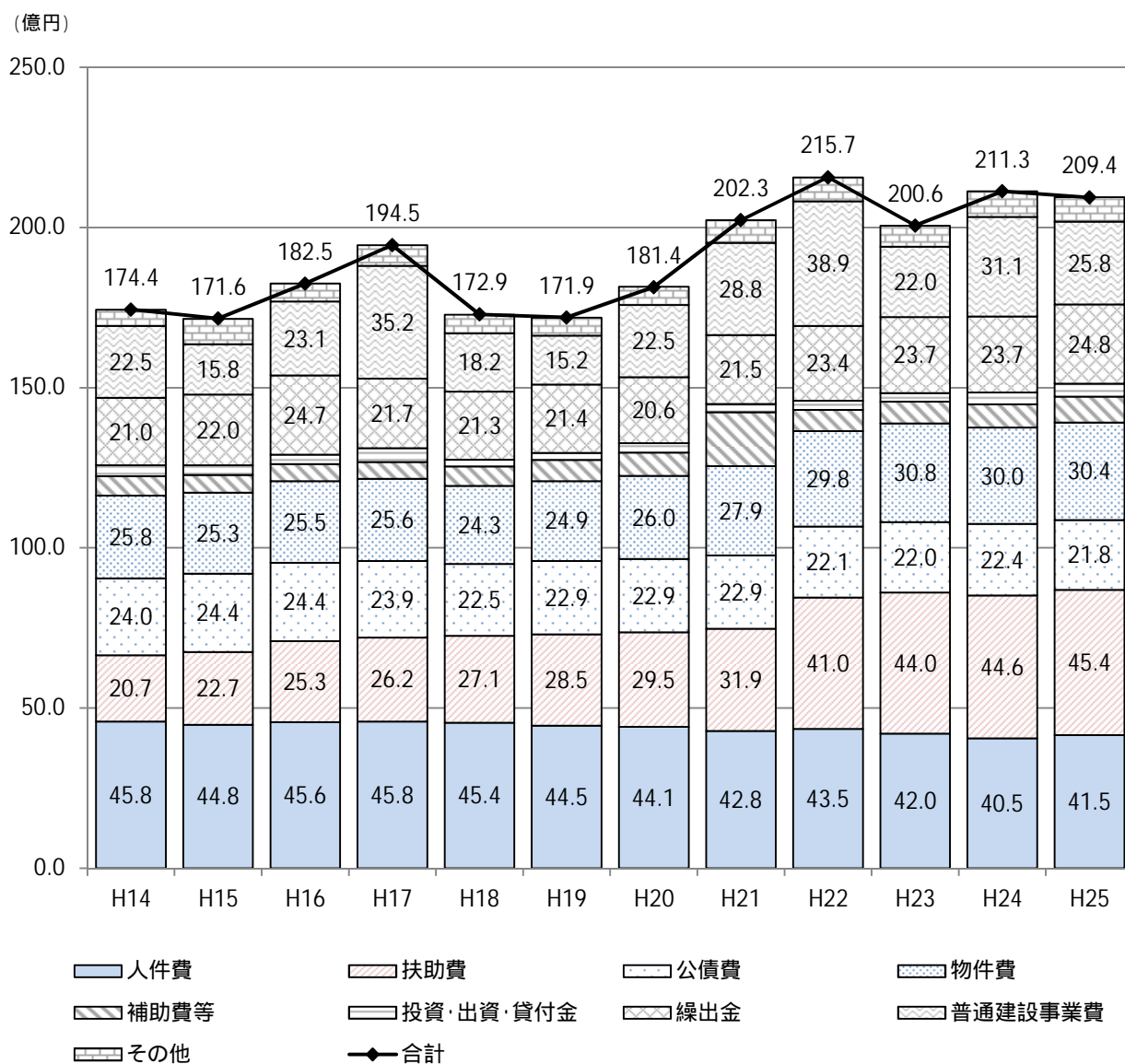


(出典：各年度地方財政状況調査)

(イ) 歳出 (普通会計決算)

歳出のうち、社会保障関係費(扶助費)は、児童手当や障がい者福祉などの制度改正、対象者の増加により、平成17年度からの8年間で約1.7倍と大幅に増加しています。また、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計などへの繰出金も増加しています。一方、人件費は8年間で9.4%の減、公債費は8.8%の減となっています。

歳出項目別決算額の推移

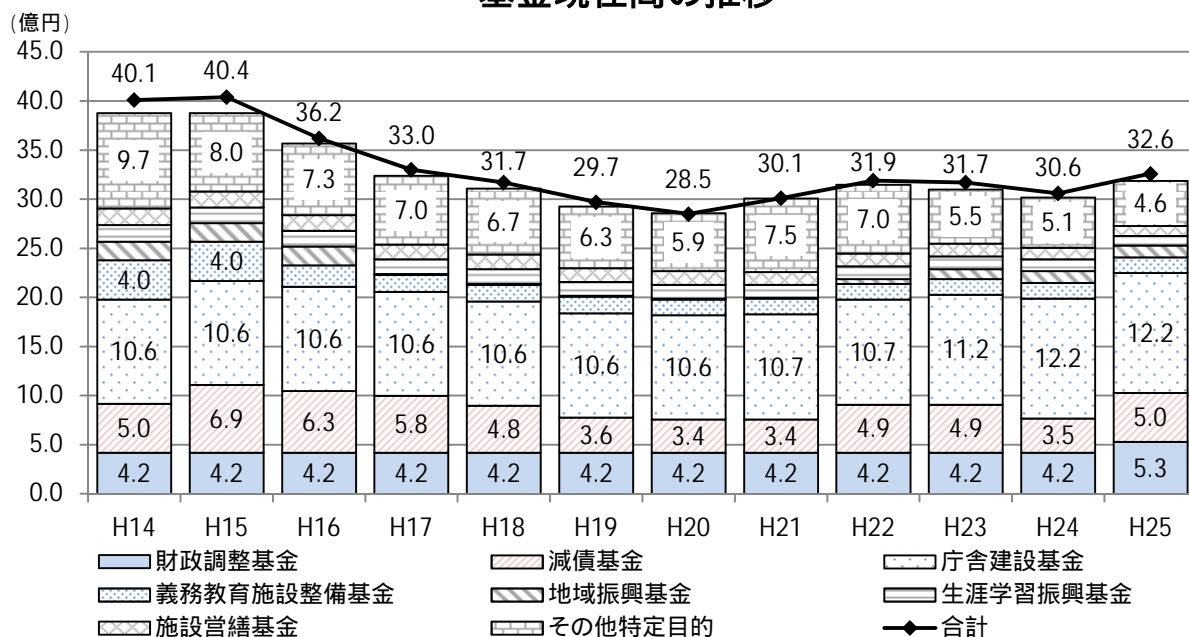


(出典：各年度地方財政状況調査)

(ウ) 基金現在高

市の貯金ともいえる基金については、減債基金、地域福祉基金、施設営繕基金など多くの基金を取り崩してきましたが、ここ数年は、取り崩しの取りやめや積立を行い基金の維持に努めています。財政調整基金については、標準財政規模に対する基金現在高の割合が他市と比較して低い状況にあります。

基金現在高の推移

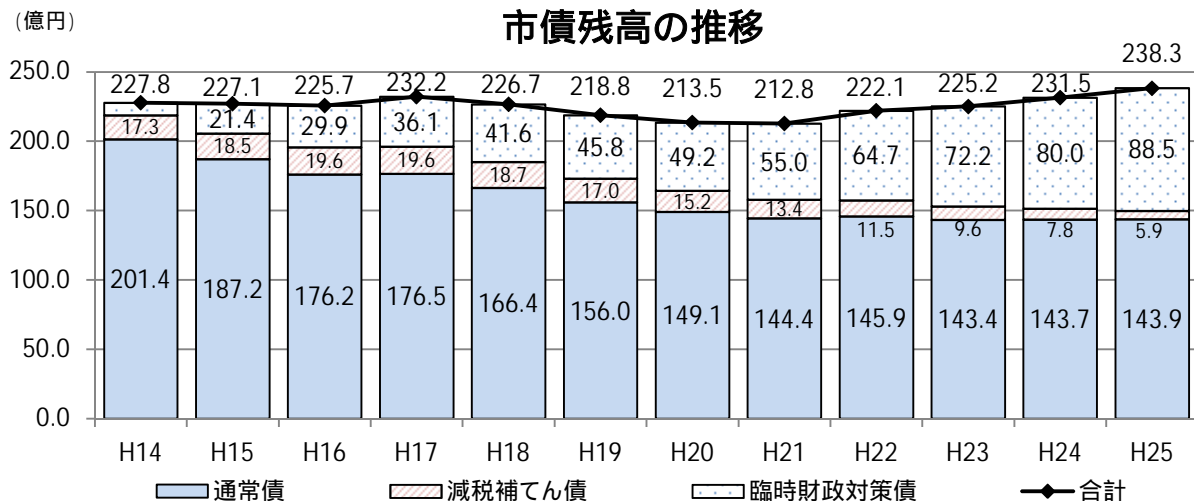


(出典：各年度地方財政状況調査)

(エ) 市債残高

過去の大型公共事業分の償還終了や、起債の抑制により全体的には横ばい傾向ですが、地方交付税原資の不足に伴い、地方交付税の代わりに自治体が国に代わって平成13年度から発行している臨時財政対策債の残高が年々増加しています。なお、臨時財政対策債の償還額については、後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。

市債残高の推移



(出典：各年度地方財政状況調査)

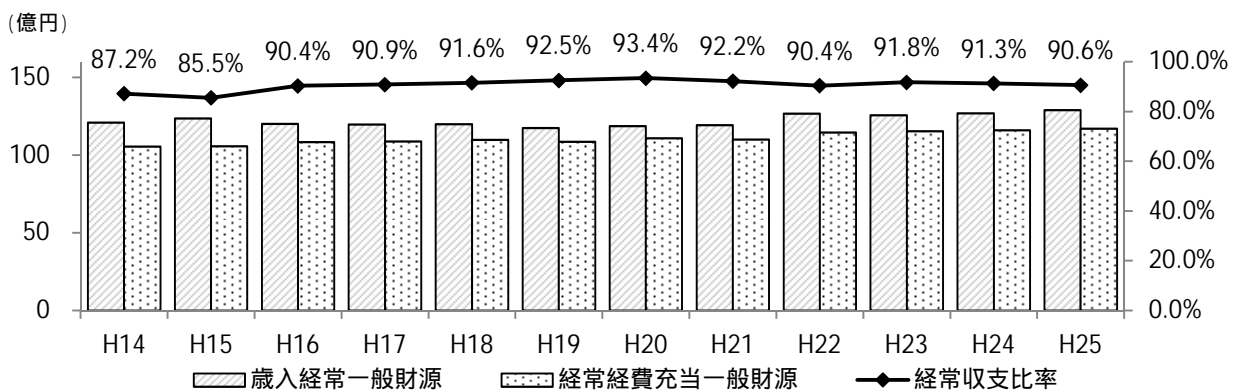
(オ) 経常収支比率

経常収支比率は、毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源(市税、普通交付税など)が、人件費や扶助費、公債費などの毎年固定的に支出される経常的支出にどの程度充当されているかを表す比率です。

このため、経常収支比率が高いほど、他の臨時的な経費にまわすことができる金額が減り、財政の硬直化が進んでいることになります。

市の状況をみると、扶助費や物件費の増加による影響を、行財政構造改革の取り組みによる人件費の削減や事業の見直し等によって、ほぼ横ばいに抑えている状況です。

経常収支比率の推移

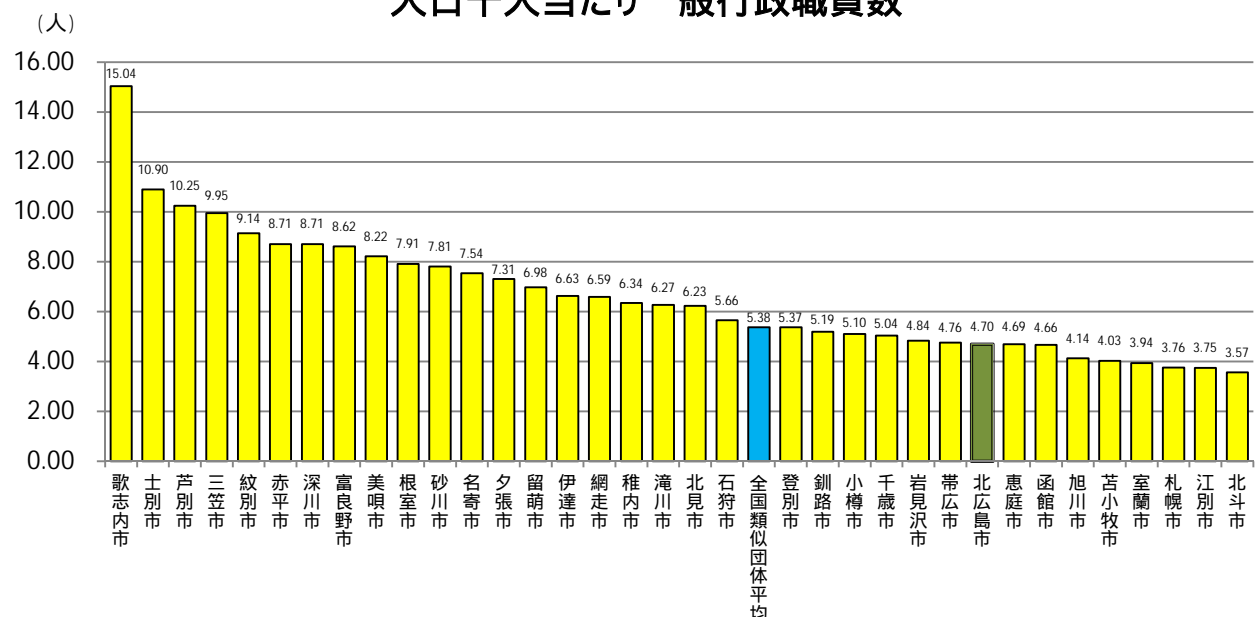


(出典：各年度地方財政状況調査)

(カ) 職員数

一般行政職員数(普通会計職員数から教育部門及び消防部門の職員数を除いた人数)は、全道35市中9番目に少なく、また、類似団体(産業別就業人口の構成比が類似している市)の全国平均と比べても少なくなっています。(平成25年4月現在 全国196市中68位)

人口千人当たり一般行政職員数

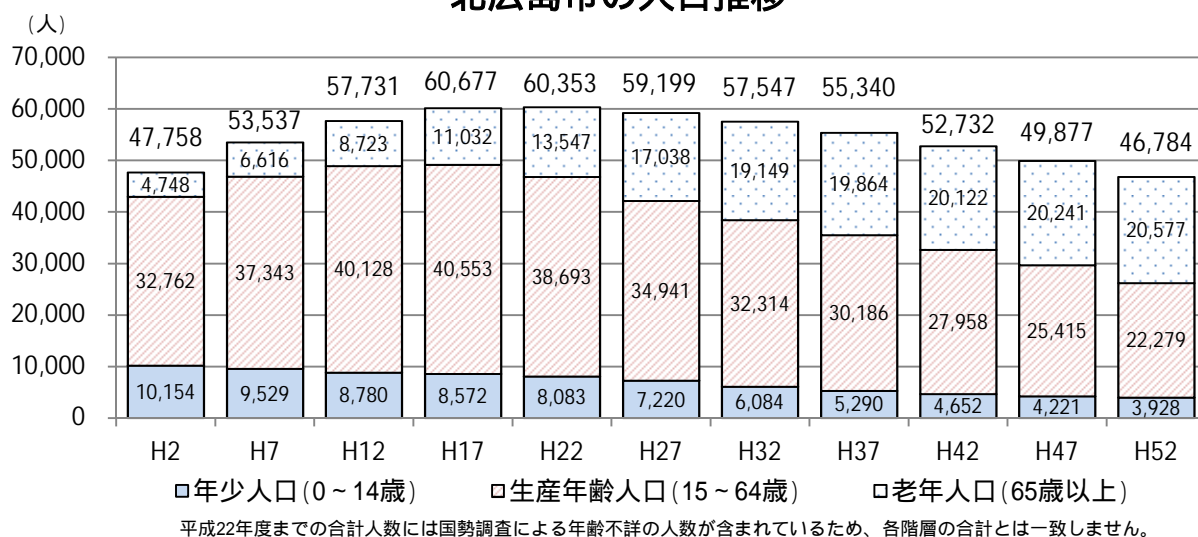


(出典：平成25年地方公共団体定員管理調査 平成26年3月 総務省)

(2) 少子高齢化の進行

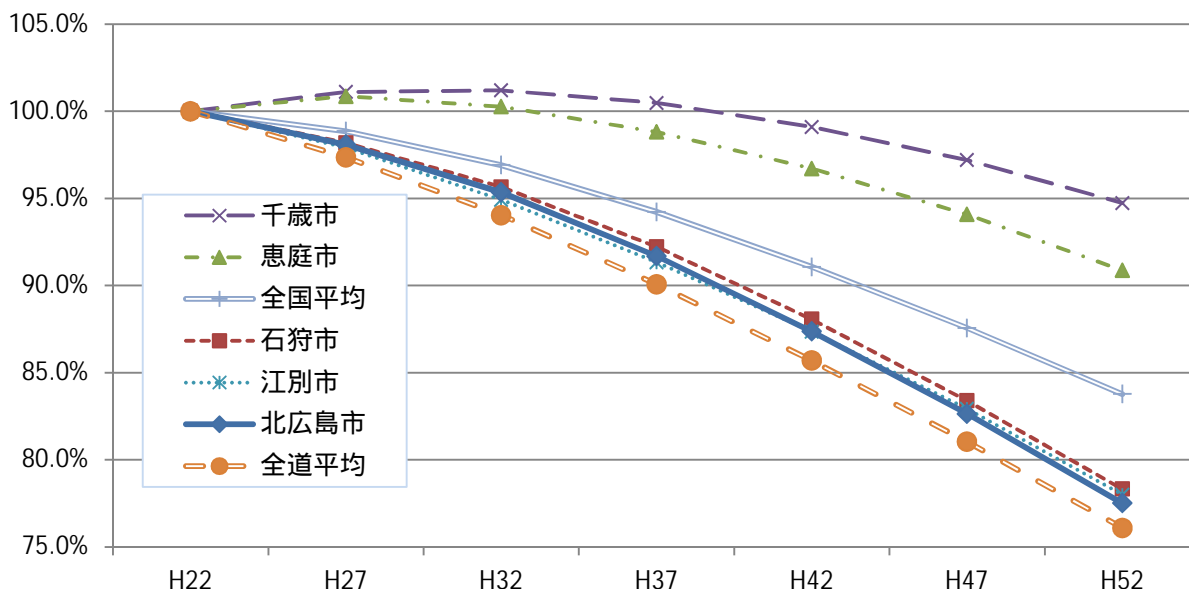
市の人口は、平成19年6月末の61,199人をピークに緩やかに減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、生産年齢人口の大幅な減少と老年人口の増加が見込まれており、今後、市税を負担する層が減少するとともに、労働力の減少が地域経済にも大きな影響を与えることが懸念されます。

北広島市の人口推移



(出典：日本の地域別将来推計人口 平成25年3月推計 国立社会保障・人口問題研究所)

平成22年を100%としたときの人口推計

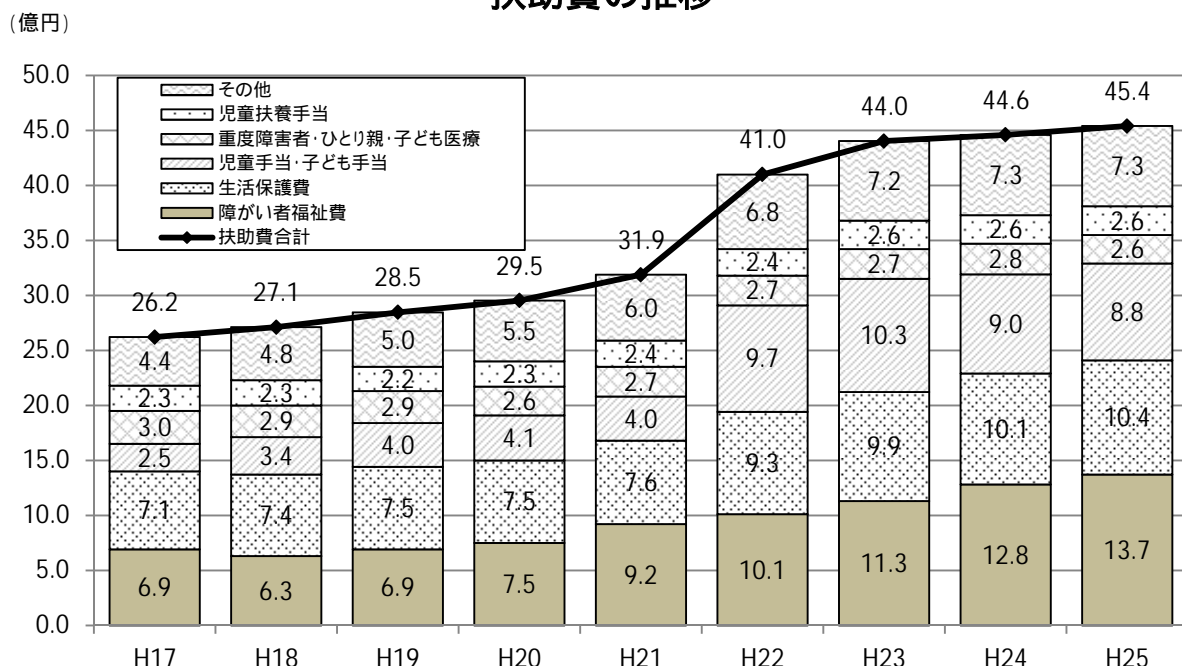


(出典：日本の地域別将来推計人口 平成25年3月推計 国立社会保障・人口問題研究所)

(3) 社会保障関係費の増加

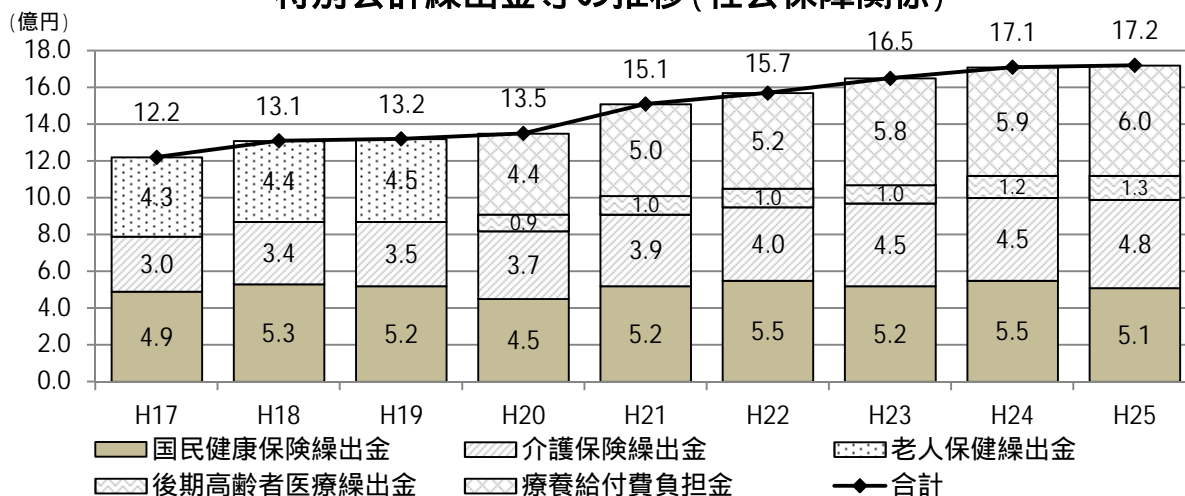
市の社会保障関係費(扶助費)は、子育て支援の充実や景気低迷による生活保護世帯の増などにより年々増加しています。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療については、特別会計として財政運営を行っていますが、医療・介護費の増に伴い、一般会計からの繰出金が増加傾向にあります。今後、少子高齢化の進行に伴い、保健、医療、福祉、介護に対する経費はさらに増加するものと見込まれます。

扶助費の推移



(出典：各年度地方財政状況調査、北広島市決算書)

特別会計繰出金等の推移(社会保障関係)



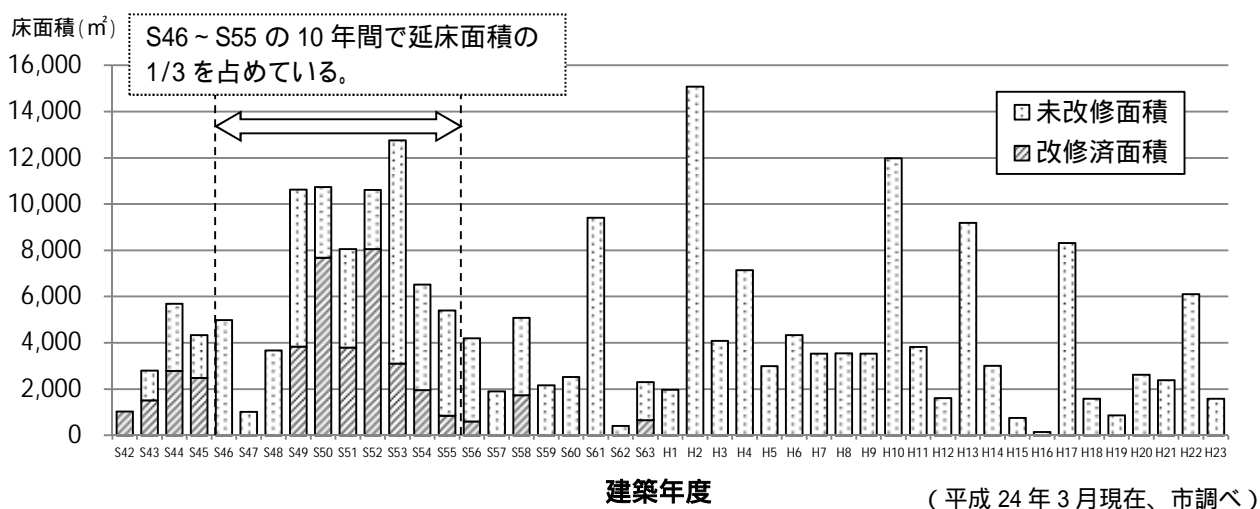
平成20年度から開始された後期高齢者医療制度については、繰出金のほかに、医療費の市町村負担分として一般会計から直接北海道後期高齢者医療広域連合に支払っている療養給付費負担金を計上しています。(従前の老人保健制度では、老人保健繰出金に療養給付費負担金が含まれていました。)

(出典：北広島市決算書)

(4) 公共施設等の老朽化

市の公共施設等（公共建築物、水道、下水道、道路、橋梁など）は、人口が急速に増加した昭和40年代から50年代にかけて整備されたものが多く、今後、各施設の老朽化への対応や、新庁舎建設などに多額の費用がかかると見込まれます。

公共建築物の建築年度別床面積



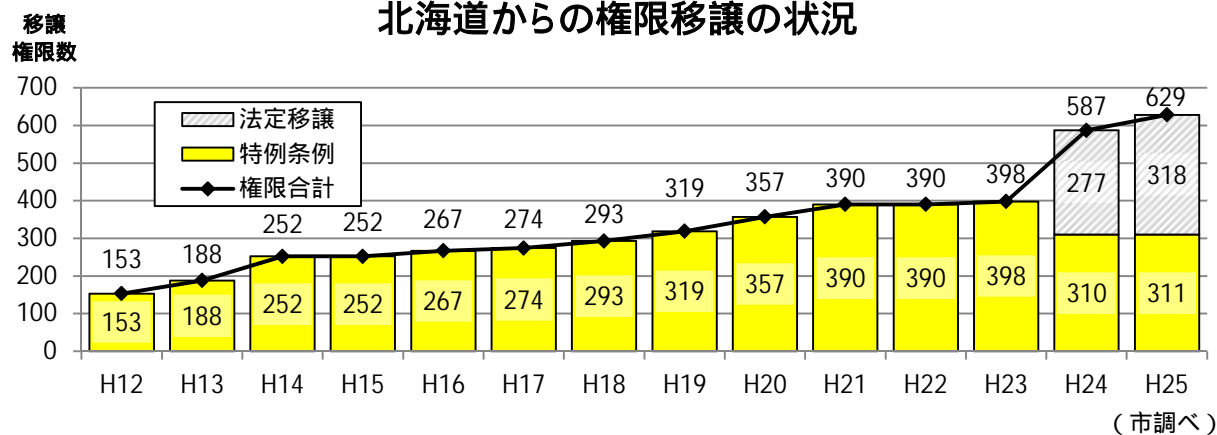
(5) 地方分権改革の進展

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を端緒とする地方分権改革は、第1次分権改革として平成12年に機関委任事務制度の廃止、国の関与の抜本的見直し、権限の移譲などが行われました。また、平成23年から平成25年にかけては、第2次分権改革として、義務付け・枠付けの見直し、権限の移譲が行われ、地方自治体の責任範囲が拡大されました。

特に、市町村は住民に一番身近な基礎自治体であり、多岐にわたる行政サービスに対して責任をもった行政運営を行うことが必要です。

なお、平成21年11月に地方分権改革推進委員会第4次勧告で提言された地方税財政制度の再構築については実施途上にあるため、今後の動向を注視する必要があります。

北海道からの権限移譲の状況



2 . 行財政改革の必要性

北広島市は、人口減少や少子高齢化の進行に直面しており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月)によると、第 5 次総合計画の最終年である平成 32 年の人口は、平成 22 年に比べ約 2,800 人の減少が見込まれています。

特に、労働力の中核を担う 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 6,300 人減少し、老年人口は約 5,500 人増加すると見込まれています。

また、国の一般会計歳出においては、社会保障関係費(歳出の約 3 割) 地方交付税交付金等、国債費が全体の 7 割を超え、一方、歳入は税金が 5 割程度で、4 割を公債金収入に依存している状況です。このため、国は平成 32 年度までに国と地方の基礎的財政収支()を黒字化させる財政健全化目標の達成に向け、地方交付税交付金等の見直しを進めています。

このような状況において、今後、市の歳入については、その 5 割強を占める市税及び地方交付税にこれまでのような伸びが見込めない状況にあります。一方、歳出については、高齢化の進行に伴い社会保障関係費の増加傾向が続くとともに、人口が急増した昭和 50 年前後に整備した公共建築物や道路、橋梁などの修繕・更新への対応が求められており、市の財政状況はより厳しい局面を迎えることが予想されます。

また、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成する「地方創生」の実現に向けて、市民と行政が課題と目標を共有し、相互理解を深め、それぞれが主体的に責任と役割を果たしながら協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

市では、第 5 次総合計画において「希望都市」「交流都市」「成長都市」を「めざす都市像」として掲げ、その実現に向けてさまざまな施策に取り組んでいます。また、市の魅力を総合的に発信するシティーセールス事業や、ファーストマイホーム支援事業、各種子育て支援事業に取り組み、定住人口の増加を目指したまちづくりを進めています。

一方で、地方自治体を取り巻く状況の変化や厳しい財政状況が想定されるなかで、限られた経営資源を最も効果的かつ効率的に配分し、市民ニーズや時代の要請にあった行政サービスを安定的・持続的に提供できる行財政システムを構築する必要があります。

これらの状況を踏まえ、平成 17 年度に策定した「行財政構造改革大綱」の基本的な考え方を継承しつつ、さらなる行財政改革に取り組むこととします。

基礎的財政収支(プライマリー・バランス)

国債及び地方債による収入を除く歳入と、国債及び地方債の元本返済や利子の支払いを除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標です。

行財政改革大綱の位置づけと基本目標

1．行財政改革大綱の位置づけ

市政運営の最上位計画である第5次総合計画では、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、「希望都市」「交流都市」「成長都市」を「めざす都市像」としてまちづくりを進めています。

行財政改革は、総合計画に基づくまちづくりを具体化するために必要な制度、組織など執行体制の改革を行うものであり、「行財政改革大綱」は、行財政改革の基本的方向性を示すものです。

また、行財政改革の実施にあたっては、「行財政改革大綱」に基づいた具体的な改革項目を示す「行財政改革実行計画」を策定し、計画的に取り組んでいくものとします。

2．行財政改革大綱の計画期間

「行財政改革大綱」の計画期間は、第5次総合計画との整合性を図るため、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

3．行財政改革大綱の基本目標

基本目標1 持続可能な財政運営の推進

中長期にわたり健全な財政を維持しつつ市民ニーズにあった行政サービスを安定して提供するため、将来の負担に備えた財政基盤の強化や自主財源の確保を図ります。

また、老朽化が進む公共施設について、適切な維持管理と新たなニーズや地域の特性に合った施設の整備を図るため、施設の状況把握と長期的かつ計画的な管理に努めます。

基本目標2 機能的な行政運営の推進

総合計画を推進するにあたり、行政課題の変化に迅速かつ的確に対応できる組織の構築と地方分権時代に的確に対応できる人材の育成を進めます。

また、政策評価システムの活用や情報化の推進を図り、経営資源の有効活用や質の高い行政運営に努めます。

基本目標3 市民協働・官民連携の推進

市政の運営にあたっては、市民と行政が課題と目標を共有したうえで、相互理解を深めながら協働し、自らの責任と役割を果たしていくことが重要です。このため、市政運営の判断材料となる行政情報を積極的に公開し、行政の説明責任と透明性を確保するとともに、政策の立案・実施・検証段階での市民参加を着実に進めます。

また、公益活動団体との協働や民間との連携により市民サービスの向上に努めます。

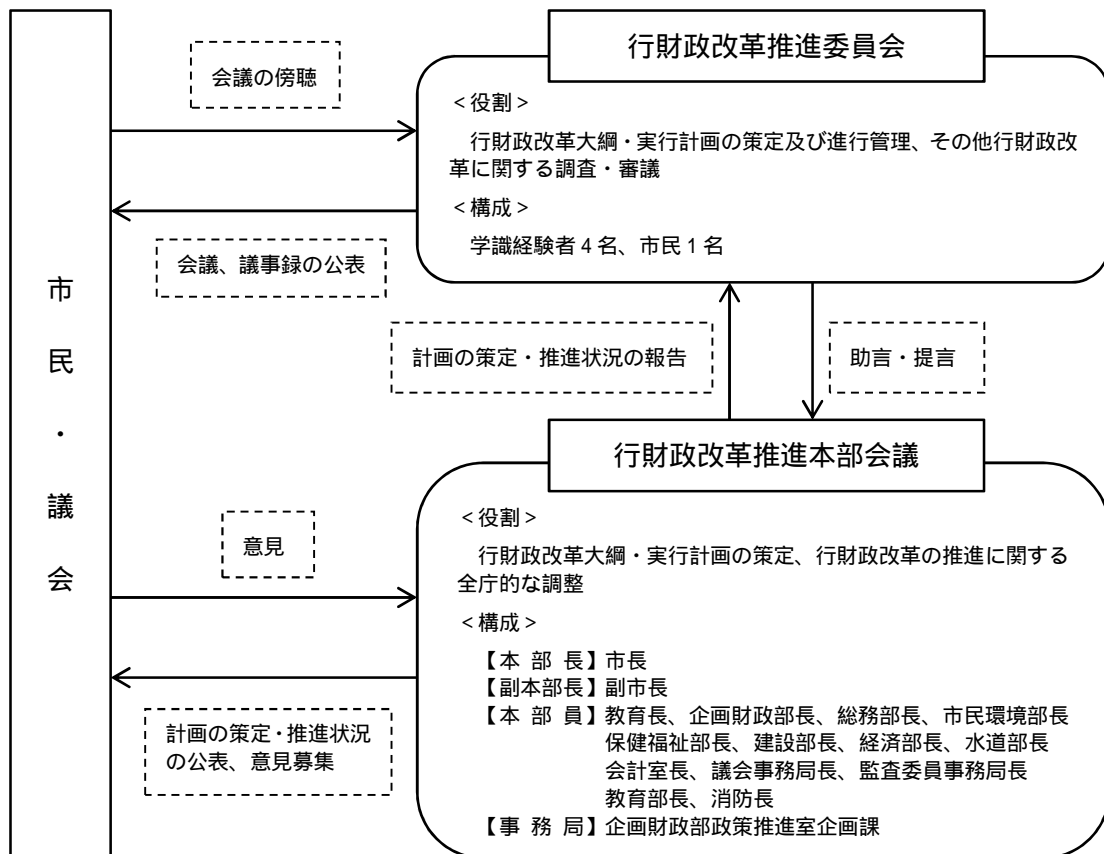
行財政改革大綱の推進体制

行財政改革をより実効性のあるものとするため、市民や学識経験者からなる「行財政改革推進委員会」において、行財政改革の進行管理を行うとともに、多様な視点から助言・提言を受けるものとします。

庁内においては、市長を本部長とし、副市長、教育長及び全部長職を構成員とする「行財政改革推進本部」において基本目標に基づく改革項目の着実な実施を図り、全庁一体となって行財政改革を推進していきます。

また、市民の理解と協力のもと行財政改革に取り組む必要があることから、市の広報紙やホームページ等において行財政改革の取組状況を公表します。

< 行財政改革の推進体制図 >



第2章 北広島市行財政改革実行計画

行財政改革実行計画の位置づけと改革項目

1．行財政改革実行計画の位置づけ

「行財政改革実行計画」は、「行財政改革大綱」に基づいた改革を計画的に進めていくため、具体的な取り組みとその実施時期を定めるものです。

2．行財政改革実行計画の計画期間

「行財政改革実行計画」の計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間とし、毎年、進捗状況などの検証・公表を行います。

また、市を取り巻く状況の変化に対応し実効性のある計画とするため、計画期間の中間年である平成29年度に計画の見直しに向けての検証を行い、必要に応じて修正を行います。

3．行財政改革実行計画の改革項目

市の現状と課題を踏まえ15の改革項目を設定します。また、各改革項目に基づく具体的な方策として48の実施項目に取り組み、「行財政改革大綱」の基本目標の達成に向けて改革を推進します。

基本目標 1 持続可能な財政運営の推進

改革項目	実施項目	ページ
1-1 健全な中長期財政運営の確立	1. 財政運営指針の策定 2. 財政調整基金の確保 3. 減債基金の確保 4. 投資的経費の抑制 5. 特別会計繰出金の適正化 6. 財政状況の公表	16-17
1-2 補助金等の適正化	1. 補助金等交付基準の見直し 2. 補助金等の見直し 3. 補助金等交付状況の公表	18
1-3 債権管理の適正化	1. 債権管理条例の制定 2. 債権一元管理体制の構築 3. 債権回収業務の委託 4. 学校給食費の公会計化 5. 収納方法の多様化 6. 個人住民税特別徴収の推進	19
1-4 使用料等の適正化	1. 使用料等の見直し	20
1-5 独自財源の確保	1. 寄附金制度の構築 2. 未利用市有地の処分 3. 市有資産への広告掲載 4. 行政財産の有効活用	21
1-6 公共施設等の老朽化対策	1. 公共施設等に関する長期計画の策定 2. 公共施設等一元管理体制の構築 3. 公共事業コスト構造改善プログラムの実施	22

基本目標 2 機能的な行政運営の推進

改革項目	実施項目	ページ
2-1 行政組織の見直し	1. 行政組織のスリム化 2. 課・スタッフ規模の適正化 3. 定員管理の基本方針の策定 4. 債権一元管理体制の構築（再掲） 5. 公共施設等一元管理体制の構築（再掲）	23
2-2 職員育成の充実	1. 人材育成基本方針の見直し 2. 人を育てる職場風土の醸成 3. 職員研修の充実 4. 人事交流の実施	24

改革項目	実施項目	ページ
2-3 人事評価制度の導入	1. 公正な評価の実現 2. 各種研修の実施	25
2-4 政策評価の推進	1. 政策評価の活用 2. 部局運営方針の公表 3. 市民満足度・優先度・実感度調査の実施 4. 評価公表方法の改善	26
2-5 ICT化の推進	1. マイナンバー制度の活用 2. 行政事務の効率化 3. 収納方法の多様化（再掲）	27
2-6 下水道事業の公営企業会計化	1. 下水道事業の公営企業会計化	28

基本目標3 市民協働・官民連携の推進

改革項目	実施項目	ページ
3-1 市民参加の推進	1. 新たな市民参加手法の実施 2. 市民参加に係る情報の提供 3. 行政情報の共有化	29
3-2 市民協働の推進	1. 公益活動団体の活動拠点の整備 2. 市民協働に係る情報の提供 3. 寄附金控除の拡大	30
3-3 アウトソーシングの推進	1. 業務委託の拡大 2. 債権回収業務の委託（再掲） 3. 指定管理者制度の導入 4. 指定管理者制度の充実	31

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

1-1

基本目標	持続可能な財政運営の推進																																																																																
改革項目	健全な中長期財政運営の確立																																																																																
担当課等	財政課																																																																																
現状と課題	<p>財政健全化法による健全化判断比率(1)は現状では概ね良好となっているが、経常収支比率(2)については、過去5年間 90%~92%台で推移しており、財政の硬直化が見られる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>財政指標(単位:%)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>早期健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>12.98 以上</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>17.98 以上</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>8.3</td> <td>7.7</td> <td>7.1</td> <td>7.4</td> <td>6.9</td> <td>25 以上</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>68.9</td> <td>54.9</td> <td>55.0</td> <td>56.0</td> <td>57.9</td> <td>350 以上</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>92.2</td> <td>90.4</td> <td>91.8</td> <td>91.3</td> <td>90.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>市は、災害復旧、地方債の繰上償還や経済不況等による税収減など、財源不足の事態に備え、財政調整基金(3)を設置しているが、基金現在高の標準財政規模に対する割合は、他市と比較して低い状況にある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>財政調整基金現在高 (平成25年度末現在)</th> <th>標準財政規模</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北広島市</td> <td>527,522 千円</td> <td>12,656,838 千円</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>江別市</td> <td>2,793,773 千円</td> <td>24,380,945 千円</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>千歳市</td> <td>2,160,857 千円</td> <td>20,679,769 千円</td> <td>10.4%</td> </tr> <tr> <td>恵庭市</td> <td>1,647,463 千円</td> <td>14,418,926 千円</td> <td>11.4%</td> </tr> <tr> <td>石狩市</td> <td>260,128 千円</td> <td>16,758,951 千円</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>北斗市</td> <td>3,321,640 千円</td> <td>12,479,319 千円</td> <td>26.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>北海道内においては、積立金全体の現在高が平成24年度と比べ581億円増の6,474億円、財政調整基金の現在高が160億円増の2,220億円となっている。</p> <p>決算における歳計剰余金の処分については、積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てるなど、財政の健全化を図る必要があるが、市では、当初予算における財源対策の一つとして繰越金を1億円計上しているほか、補正予算による追加財政需要への財源としての活用が優先されており、積立てに関する取り扱いが明確になっていない。</p> <p>市には5つの特別会計(4)があり、このうち、国民健康保険事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療の特別会計に対し、一般会計から繰出金を支出している。繰出金には、法に定められた負担(法定分)のほか、特別会計運営における財政支援としての法定外繰出しがあり、例年、国民健康保険事業特別会計に法定外繰出しを行っている。法定分は一定の地方財政措置(5)があるが、法定外については一般財源での対応となるため、一般会計に大きく影響を与えている。</p> <p>法定外繰出額(国民健康保険事業特別会計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>273,261,753 円</td> <td>251,706,578 円</td> <td>245,971,476 円</td> <td>275,022,088 円</td> <td>221,816,314 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>国民健康保険においては、平成30年度以降の運営主体が市町村から都道府県に移管される見込みである。</p> <p>今後、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化による市債残高及び単年度の償還費の増加が見込まれることから、計画的な整備に向けてその財源を確保していく必要がある。また、少子高齢化や消費税の社会保障財源化による社会保障関係費の増加が見込まれ、一定の地方財政措置があるものの、市の負担が増加することが予想される。社会保障関係費等の義務的な経費を確実に確保したうえで、公共施設等の老朽化対策を進め、持続可能で安定的な市政運営を行っていくためには、経常収支比率の抑制などの財政目標を定めた財政運営を行う必要がある。</p>	財政指標(単位:%)	H21	H22	H23	H24	H25	早期健全化基準	実質赤字比率	-	-	-	-	-	12.98 以上	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	17.98 以上	実質公債費比率	8.3	7.7	7.1	7.4	6.9	25 以上	将来負担比率	68.9	54.9	55.0	56.0	57.9	350 以上	経常収支比率	92.2	90.4	91.8	91.3	90.6			財政調整基金現在高 (平成25年度末現在)	標準財政規模	割合	北広島市	527,522 千円	12,656,838 千円	4.2%	江別市	2,793,773 千円	24,380,945 千円	11.5%	千歳市	2,160,857 千円	20,679,769 千円	10.4%	恵庭市	1,647,463 千円	14,418,926 千円	11.4%	石狩市	260,128 千円	16,758,951 千円	1.6%	北斗市	3,321,640 千円	12,479,319 千円	26.6%	H21	H22	H23	H24	H25	273,261,753 円	251,706,578 円	245,971,476 円	275,022,088 円	221,816,314 円
	財政指標(単位:%)	H21	H22	H23	H24	H25	早期健全化基準																																																																										
	実質赤字比率	-	-	-	-	-	12.98 以上																																																																										
	連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	17.98 以上																																																																										
	実質公債費比率	8.3	7.7	7.1	7.4	6.9	25 以上																																																																										
	将来負担比率	68.9	54.9	55.0	56.0	57.9	350 以上																																																																										
	経常収支比率	92.2	90.4	91.8	91.3	90.6																																																																											
		財政調整基金現在高 (平成25年度末現在)	標準財政規模	割合																																																																													
	北広島市	527,522 千円	12,656,838 千円	4.2%																																																																													
	江別市	2,793,773 千円	24,380,945 千円	11.5%																																																																													
千歳市	2,160,857 千円	20,679,769 千円	10.4%																																																																														
恵庭市	1,647,463 千円	14,418,926 千円	11.4%																																																																														
石狩市	260,128 千円	16,758,951 千円	1.6%																																																																														
北斗市	3,321,640 千円	12,479,319 千円	26.6%																																																																														
H21	H22	H23	H24	H25																																																																													
273,261,753 円	251,706,578 円	245,971,476 円	275,022,088 円	221,816,314 円																																																																													

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 財政運営指針の策定	持続可能な財政運営を行うため、財政指標の目標などを定めた中長期的な財政運営指針を策定する。	検討	実施				
2. 財政調整基金の確保	歳計剰余金の活用について、次年度の追加財政需要への対応と財政調整基金への積立てに関する方針を定め、安定した基金の確保を図る。	検討	実施				
3. 減債基金の確保	将来の公債費負担を考慮し、その平準化を図るため計画的な減債基金(6)の充実を図る。	検討	実施				
4. 投資的経費の抑制	後年度の急激な負担増を回避するため、投資的経費への一般財源充当額や起債発行額について、一定期間内における上限を設定する。	検討	実施				
5. 特別会計繰出金の適正化	各特別会計において給付費等の抑制と事務費も含めた歳出削減に努めるとともに、一般会計の負担区分を明確にし、特別会計への繰出金の適正化を図る。 (平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が北海道に移管され制度が大きく変化することから、30年度に再度見直しを図る。)	実施			(見直し)		
6. 財政状況の公表	各特別会計の運営状況や一般会計の負担などについて、わかりやすく公表する。	実施					

1: 健全化判断比率

財政健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

実質赤字比率

市の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの。

連結実質赤字比率

水道など公営企業を含む「市の全ての会計」に生じている赤字の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの。

実質公債費比率

市の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの。

将来負担比率

市の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したもの。

2: 経常収支比率

市の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合で表したもの。

3: 財政調整基金

災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため積み立てる基金のこと。

4: 特別会計

一般会計とは別に独立した経理管理が行われる会計のこと。市には国民健康保険事業、下水道事業、霊園事業、介護保険、後期高齢者医療の5つの特別会計がある。

5: 地方財政措置

人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方公共団体がその重要な責任を果たすことが出来るようにするため、国が地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に財源保障をすること。

6: 減債基金

市債及び債務負担行為による債務の償還にあてるため積み立てる基金のこと。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

1-2

基本目標	持続可能な財政運営の推進
改革項目	補助金等の適正化
担当課等	企画課、財政課
現状と課題	<p>市では、補助金等交付規則などに基づき団体に対し補助金や交付金(以下、補助金等)の交付を行っているが、補助金等の執行に関する事務手続きについて監査委員から指摘があるほか、補助金等の効果的かつ効率的な運用や公平性、透明性などについて外部評価での指摘を受けている。また、補助金等交付基準において、補助金等の定義や分類に交付実態とのギャップが生じている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北広島市補助金等交付規則(S61.3) ・北広島市補助金等交付基準(H20.9) ・補助金等評価実施要領(H20.9) ・北広島市補助金等交付マニュアル(H22.11) ・北広島市補助金等交付規則の運用について(H7.3)

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 補助金等交付基準の見直し	補助金等の定義や分類の見直しなど「北広島市補助金等交付基準」の見直しを行う。	検 討	実 施				
2. 補助金等の見直し	補助金等交付の意義の薄れたもの、目的が達成できたと見込まれるものなど、社会情勢の変化などを見極めながら、補助金等のゼロベースからの見直しを行う。	検 討	実 施				
3. 補助金等交付状況の公表	補助金等交付の透明性を確保するため、補助金等の目的・交付基準・使途・効果などをわかりやすく公表する。	検 討	実 施				

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

1-3

基本目標	持続可能な財政運営の推進
改革項目	債権管理の適正化
担当課等	企画課、税務課、学校給食センター
現状と課題	<p>市税以外の債権の収納率が低下し、滞納繰越額が年々増加している。</p> <p>保育料(平成25年度) 収納率 80.02%(前年度比 1.77%) 滞納繰越額 34,703,413 円(前年度比 3,799,800 円増)</p> <p>市営住宅及び駐車場(平成25年度) 収納率 75.58%(前年度比 +0.34%) 滞納繰越額 20,128,260 円(前年度比 318,859 円増)</p> <p>法令上「国税滞納処分の例による」などの規定がある債権について、地方税や国民健康保険税以外の債権では、督促、台帳整備、延滞金、滞納処分、徴収停止など一連の手続きを各担当課で独自に行っていることから、市としての統一的な対応ができていない。</p> <p>私債権については、債務者の時効の援用若しくは議会による債権放棄の議決がなければ消滅しないため、徴収不能となっている債権についても管理をしなければならない。</p> <p>各債権間で滞納情報の共有がなされていないため、滞納整理などの事務が非効率となっている。</p> <p>公金の債権回収の権利行使に際しては福祉的観点からの配慮が必要な場合もあるが、公金の債権回収業務が滞ることは、健全な行政サービスの提供に支障をきたすだけでなく、適切に納付している住民に対して公平性を欠く。</p> <p>市は数年で人事異動を行っているが、債権回収業務に関する法令知識は多岐にわたり、実際に処理を進める際のノウハウの習得が必要であり、これを集積していくことが困難である。</p> <p>私債権(私会計)である学校給食費は、保護者負担の公平性の確保や学校の事務負担が課題になっている。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 債権管理条例の制定	公債権と私債権の分類に応じた債権管理方法の統一化、徴収不能な債権の適正な処理基準の明確化を行うため、債権管理条例を制定する。	検討		実施			
2. 債権一元管理体制の構築	効果的な債権管理を進めるため、複数債権の一元管理体制を構築する。	検討		実施			
3. 債権回収業務の委託	債権回収の強化を図るため債権回収業務について全般的な整理・分析を行い、可能なものについては債権回収会社への委託を行う。	検討		実施			
4. 学校給食費の公会計化	学校給食費の予算及び決算処理に関する透明性の向上を図り、保護者負担の公平性を確保するとともに教職員の給食費収納に関する事務負担の軽減を図るため、現在、私会計で運営している学校給食費を公会計に移行する。	検討		実施			
5. 収納方法の多様化	市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、マルチペイメントネットワーク(1)の活用など収納方法の多様化に向けた検討を行う。	検討		実施			
6. 個人住民税特別徴収の推進	給与所得者の利便性の向上、地方税法に基づく適切な課税と徴収を行うため、個人住民税特別徴収(2)の推進を図る。	検討		実施			

1: マルチペイメントネットワーク

国税、地方税、電気・ガス・電話などの公共料金及び会社への代金などの支払について、金融機関の窓口のほか ATM、電話、パソコンなどを利用して支払うことにより、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図る仕組みのこと。

2: 個人住民税特別徴収

事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市民税+道民税)を徴収(天引き)して、市に納入する制度のこと。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

		改革項目番号	1-4
基本目標	持続可能な財政運営の推進		
改革項目	使用料等の適正化		
担当課等	財政課		
現状と課題	<p>平成 19 年度に「使用料・手数料の設定基準」(以下、基準)を定め、受益者負担の原則と負担の公平性を確保するとともに、社会情勢の変化に応じた原価計算方式による明確な料金算定基準や統一した減免基準を設定した。</p> <p>使用料・手数料(以下、使用料等)のうち、法令または独自の基準により算定すべきものについては、基準の適用除外としている。(市営住宅使用料、学童クラブ使用料、ごみ処理手数料など)</p> <p>平成 22 年度及び平成 25 年度に、基準に基づく使用料等の定期的な見直しを行ったが、維持管理経費の増加が無かったことから改定は実施していない。</p> <p>消費税率の引上げが平成 26 年 4 月に行われ、平成 29 年 4 月にもさらなる引上げが予定されており、維持管理経費の増加が見込まれる。</p>		

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 使用料等の見直し	<p>(1)基準に基づく見直し 消費税率の引上げによる維持管理経費への影響を踏まえ、定期的な使用料等の見直しを行う。</p> <p>(2)基準適用外の使用料等の見直し 基準の適用除外となり、独自の基準により算出している使用料等については、設定当時から見直しが行われていないケースが多いことから、算定基準を明確にし、基準の適用対象となる使用料等と同様に定期的な見直しを行う。</p>	検 討		実 施			

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

		改革項目番号	1-5
基本目標	持続可能な財政運営の推進		
改革項目	独自財源の確保		
担当課等	企画課		
現状と課題	<p>ふるさと納税(市に対する個人からの寄附)(1)や企業からの寄附については、市の基金の目的(地域福祉、地域振興、奨学金など)に沿って募集し活用している。</p> <p>平成 17 年度に「未利用市有地処分等基本方針」を策定し、平成 25 年度までに 13,210 m²の市有地を売却した。</p> <p>平成 18 年度に「広告掲載に関する基本方針」を策定し、広報、封筒、ホームページ等への有料広告の掲載を実施した。</p>		

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 寄附金制度の構築	多様化する行政課題に対応し、かつ、まちづくりへの参加意識の醸成につながる寄附金制度を構築する。	検 討		実 施			
2. 未利用市有地の処分	未利用市有地をとりまく状況の変化を踏まえながら、基本方針に基づき、売却可能な未利用市有地の処分を進める。	実 施					
3. 市有資産への広告掲載	基本方針に基づき、印刷物、ホームページ、封筒等へ有料広告を掲載する。	実 施					
	新たな資産への広告掲載やネーミングライツの導入など広告掲載対象の拡大について検討を行う。	検 討		実 施			
4. 行政財産の有効活用	行政財産の余裕スペースの貸付けや目的外使用許可により、市民の利便性の向上と財源確保を図る。	実 施					

1:ふるさと納税

個人が都道府県・市区町村に対して寄附をすると、原則として寄附金から2千円を差し引いた額が、所得税・個人住民税から控除される制度のこと。(一定の限度額あり)

なお、所得税・個人住民税からの控除を受けるためには、確定申告を行う必要がある。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

1-6

基本目標	持続可能な財政運営の推進
改革項目	公共施設等の老朽化対策
担当課等	企画課、参事(工事審査・検査担当)
現状と課題	<p>市の公共施設等(公共建築物、水道、下水道、道路、橋梁など)は、昭和40年代から50年代にかけて整備されたものが多く、老朽化への対応が求められている。</p> <p>公共施設等の現状について、量(ストック)、管理運営経費(コスト)、利用状況(サービス)などの観点で分析していないことから、管理運営面での課題が明確になっていない。</p> <p>公共施設等の維持管理・更新費について、総合計画(推進計画)の策定において10年程度の見通しを立てているが、長期的な見込み経費が十分に把握できていない。</p> <p>公共施設等の維持管理・更新に係る中長期的な見込み経費の算出や、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の充実・精緻化へ活用するため、将来的には固定資産台帳の作成や公会計の整備を行うことが求められている。</p> <p>緩やかな人口減少が進む中、将来的な公共施設のあり方について検討する必要がある。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 公共施設等に関する長期計画の策定	人口減少も考慮した公共施設等の更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い、公共施設等の適正な維持管理、適正配置と財政負担の軽減及び平準化を図るため、市が管理するすべての公共施設等の実態を把握した上で、総合的な管理の方針を示した10年以上の長期計画を策定する。(国が示した「公共施設等総合管理計画(1)策定指針」に沿った計画とする。)	検討	実施				
2. 公共施設等一元管理体制の構築	公共施設等に関する情報を集約し、計画に基づく管理を効果的に推進するため、公共施設等を一元的に管理する体制を検討する。	検討		実施			
3. 公共事業コスト構造改善プログラムの実施	公共事業の実施に関連する全ての部署が連携し、公共事業の適正化、効率化及び透明性の向上並びにコスト縮減を図るため、平成27年1月に策定した「公共事業コスト構造改善プログラム」(計画期間:H27~H31)に基づく取り組みを実施する。 また、プログラムの着実な推進を図るため、適切なフォローアップを行い、その結果を公表する。	実施					...

1: 公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを行うことによって、市の財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するための計画のこと。平成26年4月に国から策定指針が示された。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

2-1

基本目標	機能的な行政運営の推進																		
改革項目	行政組織の見直し																		
担当課等	行政管理課、職員課																		
現状と課題	<p>「行財政構造改革大綱」に基づき、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目的として、行政組織のスリム化、職員数の削減、行政サービスの見直しを行った。</p> <p>行政組織については、「簡素で効率的」「わかりやすい」「政策形成・施策実現可能」という視点でスリム化を進め、平成17年度に68あった課・部署を、平成26年度には63課・部署とした。職員数については、定員適正化計画に基づき、平成17年度523人の職員数を、平成26年度には469人に削減した。行政サービスの見直しについては、総合体育館などへの指定管理者制度の導入、広報紙編集などの委託化、事業の見直しなどに取り組んだ。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>職員数</th> <th>部次長職</th> <th>課長職</th> <th>主査職</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td style="text-align: center;">21人</td> <td style="text-align: center;">60人</td> <td style="text-align: center;">154人</td> <td style="text-align: center;">288人</td> <td style="text-align: center;">523人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: center;">17人</td> <td style="text-align: center;">57人</td> <td style="text-align: center;">138人</td> <td style="text-align: center;">257人</td> <td style="text-align: center;">469人</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数の削減等により、一部職員への負担や時間外勤務の増加につながっている。中堅職員の不足と、大量退職による職員の入れ替わりにより、各職位における円滑な世代交代に課題が生じている。</p> <p>債権管理などの担当部署が分散しているため、効果的かつ効率的な業務が実施できていない。今後においては、現職員数を基本としつつ、行政サービスの総量を踏まえた適正な職員配置を実現するため、効果的かつ効率的な行政組織の構築や多様な任用形態の職員の活用などを図る必要がある。</p>	職員数	部次長職	課長職	主査職	その他	計	平成17年度	21人	60人	154人	288人	523人	平成26年度	17人	57人	138人	257人	469人
	職員数	部次長職	課長職	主査職	その他	計													
	平成17年度	21人	60人	154人	288人	523人													
平成26年度	17人	57人	138人	257人	469人														

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 行政組織のスリム化	「簡素で効率的」「分かりやすい」「政策形成・施策実現可能」という視点で、行政組織の見直しを進める。	実施					
	全庁的な視点による業務フローの見直し、業務委託・指定管理者制度の推進、ICT化の推進などにより、さらなるスリム化を図る。	検討		実施			
2. 課・スタッフ規模の適正化	小規模な課・スタッフの統合などによる、課・スタッフ規模の適正化を進める。	実施					
	適正な人事管理(採用・昇任・異動)システムを構築することにより、各職位における役割の明確化や職員の育成を図る。	検討		実施			
3. 定員管理の基本方針の策定	現職員数を基本としつつ、市の財政状況や市民ニーズに応じて変動する行政サービスの総量に柔軟に対応できるよう、雇用と年金の接続に係る再任用制度の動向、任期付職員や再任用職員など多様な任用形態の職員の活用などを踏まえた、定員管理の基本方針を策定する。	実施					
4. 債権一元管理体制の構築(再掲)	効果的な債権管理を進めるため、複数債権の一元管理体制を構築する。	検討		実施			
5. 公共施設等一元管理体制の構築(再掲)	公共施設等に関する情報を集約し、計画に基づく管理を効果的に推進するため、公共施設等を一元的に管理する体制を検討する。	検討		実施			

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

2-2

基本目標	機能的な行政運営の推進
改革項目	職員育成の充実
担当課等	職員課
現状と課題	<p>行政サービスに対する市民需要の多様化・高度化や、事務の複雑化に対応し、市民満足度を高めるため、効率的かつ実行性のある行政組織の構築とともに、職員一人ひとりの意欲、主体性、職務能力などのさらなる向上を図る必要がある。</p> <p>今後、職員の大量退職による職員構成の変化が見込まれており、若手職員の早期育成とベテラン職員の知識伝承が急務となっている。(5年以内(平成27年度から平成31年度)の定年退職予定者:78人、全職員の17%)</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 人材育成基本方針の見直し	現人材育成基本方針を基本としつつ、地方分権の進展、大量退職による職員構成の変化、人事評価制度の導入などを踏まえ、人材育成基本方針の見直しを行う。	実施					
2. 人を育てる職場風土の醸成	若手職員の早期育成と職員間の知識伝承を進めるため、職場内研修(OJT)の充実や、新任職員サポーター制度、知識伝承研修、職場内ジョブ・ローテーションの推進など、人を育てる職場風土の醸成を図る。	実施					
3. 職員研修の充実	職員の能力向上と意識改革を図るため、長期的な視点に立った職員研修計画を策定するとともに、自主性を引き出す自己啓発研修や法令順守の徹底を図る研修など、時代の要請に対応した研修を実施する。	実施					
4. 人事交流の実施	国、道をはじめとした他団体との人事交流を実施し、職員の視野を広げるなど人材育成につなげるとともに、他団体で習得した見識などを市政運営に活用する。	実施					

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

2-3

基本目標	機能的な行政運営の推進
改革項目	人事評価制度の導入
担当課等	職員課
現状と課題	<p>地方分権の進展により地方公共団体の役割が増大するなか、能力・実績に基づく人事管理を徹底することにより、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図るとともに、困難な課題を解決できる高い能力を持った職員を育成することが急務となっている。</p> <p>平成 26 年 5 月 14 日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、公布の日から 2 年を超えない日までに、人事評価制度（ 1 ）の導入が義務付けられた。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 公正な評価の実現	公正な人事評価（能力評価、業績評価）を実現し、評価結果を人材育成や人事管理へ活用するための仕組みづくりを進め、人事評価制度を導入する。	検 討	実 施				
2. 各種研修の実施	人事評価制度の導入前における職員への周知や研修を図るほか、導入後については、公正な人事評価の徹底を図るため、継続的な評価者研修会を実施する。	実 施					

1: 人事評価制度

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握したうえで勤務成績の評価を行う制度のこと。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

2-4

基本目標	機能的な行政運営の推進
改革項目	政策評価の推進
担当課等	企画課
現状と課題	<p>政策の透明性と説明責任を確保し、社会経済状況の変化に対応した効果的かつ効率的な行政運営の推進を図るため、平成 15 年度から政策評価(1)を実施し、平成 19 年度からは学識経験者や公募委員で構成する外部評価委員会での評価を実施した。</p> <p>平成 23 年度からは、総合計画に掲載した全事業を対象に評価を行い、総合計画の見直しに活用している。また、平成 24 年度からは、総合計画推進委員会において、政策評価を基に総合計画の進行管理・評価を行っている。</p> <p>政策評価への理解不足や事業成果の客観的な測定が困難であることなどから、適切な評価指標が設定されていない事業がある。</p> <p>市が取り組んでいる施策について、市民がどのくらい満足と感じているか、また、今後、どのくらい重要と感じているかなど十分な資料がない。(現状では 5 年に 1 回程度市民意識調査を実施)</p> <p>事業目的や内容から総合計画の施策体系の位置づけを見直すべき事業がある。</p> <p>評価結果については、市のホームページで公開しているが、市民の 6 割以上が政策評価の実施を知らない状況にある。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 政策評価の活用	人員や財源など限られた経営資源を有効活用するため、政策評価を実施し、事業の改善や、総合計画における政策の選択と集中に活用する。	実施					
	事務負担に配慮しつつ、より効果的かつ効率的な評価とするため、評価方法の改善を図る。	検討		実施			
2. 部局運営方針の公表	部局ごとの基本方針、重点取組事項、目標、中長期的な課題を明らかにした「部局運営方針」を公表し、目標の達成に向けたPDCAサイクルを構築する。	検討	実施				
3. 市民満足度・優先度・実感度調査の実施	定期的(2 年に 1 回程度)に無作為抽出した市民を対象に、市民満足度・優先度・実感度に関する意識調査を実施し、政策評価や総合計画の進行管理に活用する。	検討	実施				
4. 評価公表方法の改善	広報などを活用し、評価公表方法の改善を図る。	検討		実施			

1: 政策評価

施策(2)及び事務事業(3)を必要性、有効性、効率性及びその他評価対象の特性に応じて必要な観点から、客観的に評価し、評価結果を新たな政策などの企画立案に活用し、改革・改善を図ることをいう。

2: 施策

政策の目的を実現するための具体的な方策、対策であって、単独または複数の事務事業で構成されるものをいう。

3: 事務事業

施策の目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動をいう。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

2-5

基本目標	機能的な行政運営の推進
改革項目	ICT化の推進
担当課等	総務課、行政管理課
現状と課題	<p>マイナンバー制度(1)の導入により、社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の削減、市民の利便性の向上、行政の効率化が求められている。</p> <p>より効率的で質の高い業務を行うため、戸籍情報、住民記録、税などに関する電算システムの共同化、業務の標準化などの検討を進めていく必要がある。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. マイナンバー制度の活用	法で定められた手続きのほか、市の独自業務についてもマイナンバーを活用し、添付書類の削減など利便性の向上を図る。	検討		実施			
2. 行政事務の効率化	システムごとに分かれている庁内ネットワークや端末の一元化、無線 LAN の導入、文書管理・電子決裁システムの運用、クラウド化を含めた電算システムの見直しなどにより、管理コストの縮減、業務フローの改善、ペーパーレス化を進め、行政事務の効率化を図る。	検討		実施			
3. 収納方法の多様化(再掲)	市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、マルチペイメントネットワーク(2)の活用など収納方法の多様化に向けた検討を行う。	検討		実施			

1: マイナンバー制度

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため、住民票を有する全ての方に対して、1人1番号を指定する制度のこと。社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の削減、行政機関からの申請や手続きのお知らせサービスなどによる国民の利便性の向上に加え、行政を効率化して人員や財源を国民サービスに振り向けられること、所得のより正確な捕捉によりきめ細やかな新しい社会保障制度が設計できるなどの利点がある。

2: マルチペイメントネットワーク

国税、地方税、電気・ガス・電話などの公共料金及び会社への代金などの支払について、金融機関の窓口のほか ATM、電話、パソコンなどを利用して支払うことにより、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関の事務効率化を図る仕組みのこと。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

2-6

基本目標	機能的な行政運営の推進
改革項目	下水道事業の公営企業会計化
担当課等	下水道課
現状と課題	<p>下水道事業の経営にあたっては、インフラなどの経営資源を効果的かつ効率的に管理、活用する必要があるが、現在は、現金収支のみに着目した現金主義、単式簿記に基づく会計制度を利用しているため、的確な損益や資産の把握が行われていない。</p> <p>中長期的な計画に基づく経営に取り組み、効率化、経営健全化を行ってサービスの安定的かつ継続的な提供を図るため、地方公営企業法を適用し、発生主義、複式簿記に基づく会計制度とする必要がある。</p> <p>< 地方公営企業法適用による意義・効果 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損益情報、資産情報の把握による適切な経営方針・経営計画の策定 費用の縮減・合理化、適切な料金水準の設定、一般会計との負担ルールの明確化 会計処理の自己検証など ・他企業との経営状況の比較による検証 ・経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上 ・市民や議会によるガバナンスの向上 ・企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成 ・消費税の節税効果 <p>< 管内他市の状況 ></p> <p>いずれの市も地方公営企業法を適用済</p> <p>札幌市：昭和 57 年度 江別市：昭和 59 年度 千歳市：平成 12 年度 石狩市：平成 20 年度 恵庭市：平成 25 年度</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 下水道事業の公営企業会計化	公営企業会計化に向けた基本方針の策定、固定資産情報をはじめとする会計情報や条例・規則・会計システムなどの整備を行い、下水道事業を公営企業会計化する。	検 討				実 施	

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

3-1

基本目標	市民協働・官民連携の推進
改革項目	市民参加の推進
担当課等	政策広報課
現状と課題	<p>平成 20 年度に市の政策、施策及び事務事業(以下、政策等)の立案、実施及び評価の各段階において市民が意見を述べ、又は提案することを制度化する市民参加条例を制定し、平成 25 年度までの 5 年間で 102 の政策等について、パブリックコメントやワークショップ、市民説明会などを行った。</p> <p>市の附属機関として審議会や委員会などを設置し、市の政策等に対するご意見をいただいているが、参加する市民の数や参加者が限られている。</p> <p>市民参加での議論を活性化するための手法が充分検討されていない。(資料の提供方法、ICT の活用など)</p> <p>市民参加の基本である行政情報が、市民に十分に伝わっていない。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 新たな市民参加手法の実施	これまで参加の機会が無かった市民の参加の場を創出するため、総合計画の策定などにおいて無作為抽出による市民会議を開催する。 また、その効果を検証のうえ、市民参加手法の拡充を図る。	検討	実施				
2. 市民参加に係る情報の提供	市民参加に係る情報(市民委員の公募状況、委員会・審議会の開催状況、議事録など)について、ホームページなどを活用し市民にわかりやすく提供する。	実施					
3. 行政情報の共有化	市の現状、課題やこれらに関する各種データ、政策等の検討経過、財政の状況、第三セクターの経営状況などについて、市民とのさらなる共有化を図る。	検討		実施			

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

3-2

基本目標	市民協働・官民連携の推進
改革項目	市民協働の推進
担当課等	政策広報課
現状と課題	<p>平成 20 年度に「公益活動団体との協働指針」(1。以下、協働指針)を定め、ミニデイサービスや地域お茶の間の実施、富ヶ岡地区市有林の整備など、地域活動、地域福祉、環境保全、子どもの健全育成、スポーツの振興、生涯学習といったさまざまな分野で、公益活動団体との協働による課題の解決が図られている。</p> <p>公益活動団体のうち NPO 法人(2)は平成 17 年度に比べ 2 倍以上に増加した。(平成 17 年度末:12 法人 平成 25 年度末:28 法人)</p> <p>平成 22 年度から実施している公益活動事業補助金は 5 年間で 9 件、市民協働提案制度は 1 件と活用が低調であるため、制度の周知やより利用しやすい制度への見直しが必要である。</p> <p>市民意識調査では、NPO 法人やボランティア団体の行う活動へ参加している人が 7.1%に止まっているのに対し、「参加したい」または「参加はできないが応援したい」と回答した人は 76.3%に上っており、市民の支援意識と団体活動への支援のマッチングを図る必要がある。</p> <p>寄附金は、NPO 法人、公益社団法人、公益財団法人などの非営利法人やボランティア団体などが社会貢献活動を行ううえで重要な活動原資のひとつであるが、NPO 法人の収入に占める寄附金の割合は、全国平均の 5.3%(平成 25 年 3 月末)に対し、市では 0.98%(平成 25 年度決算)に止まっている。</p> <p>協働指針において、公益活動団体の活動の活性化、市民への周知、相互交流の促進を図るため、公益活動団体の活動拠点の整備を盛り込んでいるが、開設には至っていない。</p> <p>引き続き、協働指針に基づき、各分野において公益活動団体との協働を進め、行政のみでは対応できない地域課題の解決を図っていく必要がある。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 公益活動団体の活動拠点の整備	公益活動団体の活動の活性化を図り、市民への周知、相互の交流を促進するため、公益活動団体の活動拠点となる公益活動センター(仮称)を整備する。	検討		実施			
2. 市民協働に係る情報の提供	公益活動への市民の理解を深め、公益活動団体への参加促進を図るため、ホームページなどを活用し公益活動団体の活動を広く市民に提供する。	検討		実施			
3. 寄附金控除の拡大	協働のパートナーである市内 NPO 法人への寄附を促進するため、個人が一定の条件を満たす市内 NPO 法人に寄附した場合に、個人市民税の寄附金控除の対象とする制度を創設する。	実施					

1: 公益活動団体との協働指針

多様化する市民ニーズに対応し、かつ、効率のよい公共サービスを提供するため、公益活動団体と市とが対等なパートナーとして協力・協調する「協働」を促進するための方策を示したもの。

2: NPO

「NonProfit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称をいい、このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てる必要がある。

NPO には、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

北広島市行財政改革実行計画 改革項目シート

改革項目番号

3-3

基本目標	市民協働・官民連携の推進
改革項目	アウトソーシングの推進
担当課等	企画課、行政管理課
現状と課題	<p>平成 17 年度に指定管理者制度(1)活用の基本方針を定め、公の施設の設置目的や性質などを考慮のうえ、民間事業者等のノウハウを活用することにより、行政サービスの向上や公の施設の効果的かつ効率的な運営につながるものについて、指定管理者制度を活用することとした。</p> <p>平成 26 年 4 月現在で、総合体育館や団地住民センターなど 245 の施設において指定管理者制度を導入している。</p> <p>各施設では、指定管理者の創意工夫により、利用者の増加や満足度の向上、徹底した経費節減、地域ニーズに対応した各種教室の開催など、サービスの向上と効率的な運営が図られている。</p> <p>定員適正化計画に基づき職員数の削減を図ったが、業務が広範かつ専門的になっており、職員の負担が増加しているほか、雇用年数に期限のある非常勤職員や再任用職員への依存率が高くなっている。</p> <p>社会保障制度改革の進展に伴い、子育て、介護分野での業務負担が増える可能性が高い。厳しい財政状況が続き、簡素で効率的な行政運営が求められるなか、市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを提供するためには、引き続きアウトソーシング(2)による民間が持つ豊富な知識や経験の活用が必要となっている。</p>

実施項目	内容	実施予定					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
1. 業務委託の拡大	新庁舎建設やマイナンバーの導入を踏まえ、市の業務について引き続き業務改善を図るとともに、官民連携が可能な業務についての委託化や、個別に委託している業務の総合委託化を図る。	検討		実施			
2. 債権回収業務の委託(再掲)	債権回収の強化を図るため債権回収業務について全般的な整理・分析を行い、可能なものについては債権回収会社への委託を行う。	検討		実施			
3. 指定管理者制度の導入	直営で管理している中央公民館、広葉交流センターについて、指定管理者制度の導入を検討する。	検討			実施		
4. 指定管理者制度の充実	指定管理者による施設の管理運営及びサービスの提供が適正かつ確実に履行されているかを確認、評価を行うモニタリングを実施し、その結果を市民に公表するとともに、指定管理者にフィードバックすることで、さらなるサービスの質の向上と効果的かつ効率的な施設運営を図る。	検討		実施			

1: 指定管理者制度

民間事業者等を公の施設の管理運営に関する「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上と効率的な管理運営を行う制度のこと。

2: アウトソーシング

委託や指定管理者制度を活用し、専門的能力やノウハウを持った民間事業者等に市の業務を委ねること。

参考資料

中期財政の見通し

1. 直近5ヶ年の財政状況

平成22年度から平成25年度までの決算状況及び平成26年度の見込み（普通会計ベース）

< 歳入 >

(単位:百万円)

	H22		H23		H24		H25		H26 決算見込	
	全体	一般財源	全体	一般財源	全体	一般財源	全体	一般財源	全体	一般財源
市税		7,396		7,493		7,297		7,417		7,318
譲与税・交付金		1,209		1,167		1,126		1,132		1,197
地方交付税等		5,074		4,867		5,233		5,280		5,226
繰越金		286		328		470		327		324
その他		81		41		45		48		66
歳入総額(A)	21,957	14,046	20,534	13,896	21,451	14,171	21,272	14,204	22,349	14,131

- 市税は、景気・経済の動向や固定資産税の評価替え、税制改正等により変動しますが、72億円から74億円台で推移しています。
- 特別交付税や臨時財政対策債も含めた地方交付税等は、毎年度の地方財政対策により変動します。平成23年度までは50億円前後でしたが、社会保障関連費の自然増や制度改正に伴う地方負担の増加、平成24年度からの寒冷補正（積雪度級地）の見直しによる増額などがあり、ここ3ヶ年は52億円前後で推移しています。

地方譲与税・交付金なども含めた一般財源総額は、市税収入が増加すると地方交付税が減額となる財政調整機能が働きますが、総額は138億円から142億円台で推移しており、5ヶ年の平均では141億円となっています。

< 歳出 >

(単位:百万円)

	H22		H23		H24		H25		H26 決算見込	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
人件費	4,633	4,317	4,430	4,221	4,302	4,146	4,385	4,239	4,430	4,165
扶助費	4,100	1,203	4,402	1,321	4,460	1,409	4,538	1,416	4,815	1,491
公債費	2,209	2,096	2,196	2,085	2,238	2,119	2,180	2,071	2,219	2,115
(義務的経費計)	10,942	7,616	11,028	7,627	11,000	7,674	11,103	7,726	11,464	7,771
特別会計繰出金	2,142	1,939	2,182	1,967	2,178	1,949	2,294	1,984	2,456	2,085
普通建設事業費	3,811	476	2,162	435	3,047	871	2,526	429	2,799	529
その他	4,676	3,696	4,689	3,562	4,901	3,795	5,013	3,810	5,630	4,284
歳出総額(B)	21,571	13,727	20,061	13,591	21,126	14,289	20,936	13,949	22,349	14,669

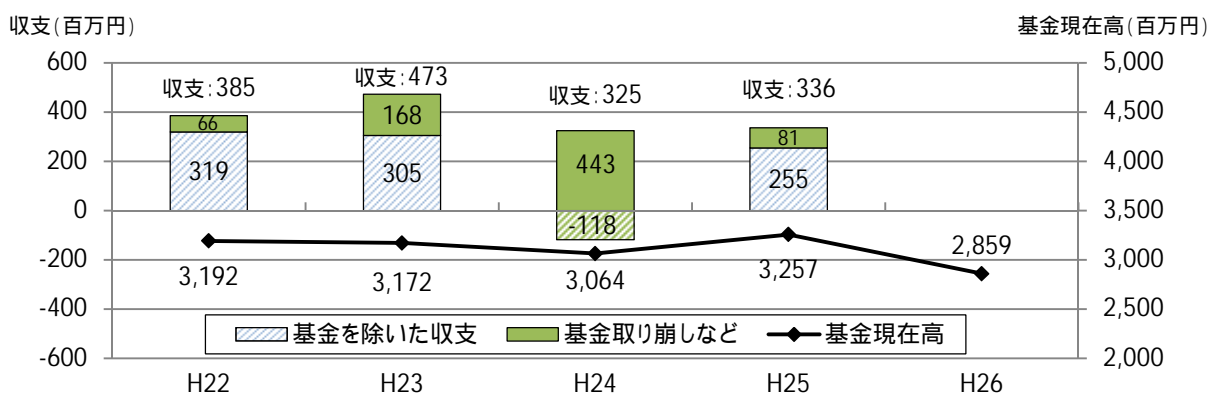
- 人件費については、職員の大量退職期を迎え職員給与費が減少傾向にありますが、社会保障関係費である扶助費や医療・保険に係る特別会計への繰出金は大きく増加しています。また、平成24年度は公共施設の大規模改修の実施などにより、普通建設事業費が増加しています。

義務的経費の増加とともに、公共施設の老朽化による改修費が増加しており、歳出総額は増加傾向にあり、平成26年度では平成22年度と比べ、約8億円増加しており、5ヶ年平均では約212億円の歳出規模となっています。

< 収支状況と基金現在高 >

- 平成 22 年度以降の収支(A)-(B)は、毎年度 3 億円台または 4 億円台の黒字決算となっていますが、これは基金の取り崩しを行った結果であり、これを除くと平成 24 年度は約 1 億円の赤字になります。
- 平成 22 年度末に約 32 億円あった基金が、平成 26 年度末には約 29 億円となる見込みであり、4 ヶ年で現在高が約 3 億円減少しています。

直近 5 ヶ年の財政状況 (平成 22 年度 ~ 平成 26 年度、普通会計ベース)



収支については、端数調整のため歳入歳出の差と一致しない場合があります。また、平成 26 年度は決算前のため記載していません。

2. 今後5ヶ年の財政収支の見通し

平成26年9月に策定した中期財政推計では、総合計画における推進計画期間を含む、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年の推計を行いました。

推計にあたっては、平成26年9月現在の状況に基づき、平成25年度決算額や平成26年度当初予算額を基礎とし、地方税財政制度や社会保障制度など現行制度を前提としながら、一定の条件のもと普通会計における一般財源ベースで推計しています。

歳入については、市の歳入の根幹である市税について、個人市民税の減収と法人関係税の増収を見込み、全体としてほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。また、地方交付税は、毎年度策定される地方財政計画やそれに伴う地方財政対策により地方税収入とともに変動するものの、国の中期財政計画に基づき、当面、地方の一般財源総額は確保されていくものと見込んでいます。

歳出については、高齢化の進展や子ども医療費の拡充などによる扶助費の増、新庁舎建設や臨時財政対策債償還額の増加による公債費の増などを見込んでいます。

中期財政推計（平成27年度～平成31年度：普通会計・一般財源ベース）

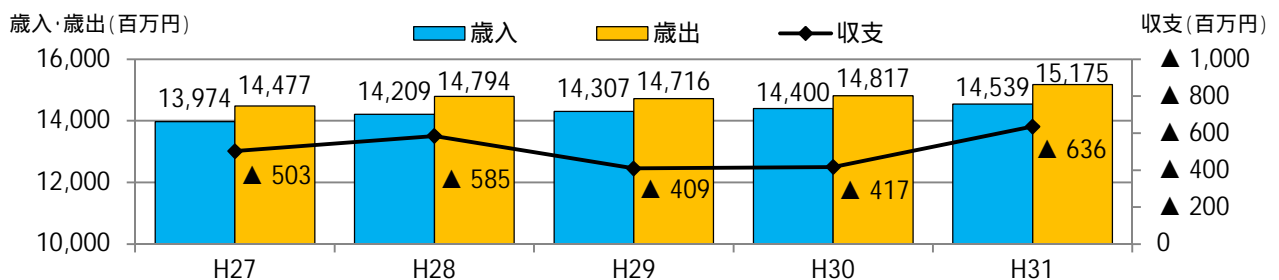
（単位：百万円）

歳入		H26 当初予算		H27		H28		H29		H30		H31	
		一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源		
	市税	7,280	7,347	7,361	7,425	7,317	7,374						
	譲与税・交付金	1,205	1,437	1,617	1,717	1,717	1,717						
	地方交付税等	5,330	5,150	5,191	5,125	5,326	5,408						
	繰越金	100	0	0	0	0	0						
	その他	44	40	40	40	40	40						
	歳入総額(A)	13,959	13,974	14,209	14,307	14,400	14,539						

歳出		H26 当初予算		H27		H28		H29		H30		H31	
		事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
	人件費	4,406	4,135	4,468	4,218	4,606	4,357	4,379	4,129	4,365	4,115	4,492	4,242
	扶助費	4,708	1,460	5,029	1,551	5,160	1,596	5,270	1,628	5,337	1,644	5,400	1,660
	公債費	2,218	2,114	2,143	2,011	2,268	2,139	2,300	2,182	2,253	2,124	2,377	2,249
	(義務的経費計)	11,332	7,709	11,640	7,780	12,034	8,092	11,949	7,939	11,955	7,883	12,269	8,151
	特別会計繰出金	2,522	2,147	2,551	2,182	2,619	2,240	2,680	2,292	2,746	2,349	2,824	2,418
	普通建設事業費	2,603	502	4,227	334	4,516	226	3,849	271	2,220	355	2,220	355
	その他	5,308	4,077	5,073	4,181	5,131	4,236	5,112	4,214	5,129	4,230	5,153	4,251
	歳出総額(B)	21,765	14,435	23,491	14,477	24,300	14,794	23,590	14,716	22,050	14,817	22,466	15,175

一般財源収支(A-B)	503	585	409	417	636
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

一般財源収支合計	2,550
----------	-------



< 推計の条件 >

【歳入】

市税

- ・ 個人市民税については、年齢別の納税義務者数の割合と1人当たり所得割額が平成26年度と同様と仮定し、総合計画による人口増加策について一定程度効果が表れるものとして推計していますが、生産年齢人口の減少や老年人口の増加により人口構成の変化により減額を見込んでいます。
- ・ 法人市民税については、税制改正に伴う税率引き下げによる影響や、新工業団地への企業進出などによる増額を見込んでいます。
- ・ 固定資産税については、地価下落や評価替えによる減収を見込む一方で、新工業団地への企業進出などによる影響を勘案し、全体としては増額を見込んでいます。

地方交付税等

- ・ 国の制度改正による変動が大きいことから、現行の基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法に基づき推計し、臨時財政対策債償還費の増や社会保障関係費の自然増などによる増額を見込んでいます。

その他

- ・ 地方消費税交付金については、当初予定されていた平成27年10月からの消費税率改定（10%）による増額を見込んでいます。
- ・ 地方譲与税やその他の交付金については、ほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。
- ・ その他の歳入については、概ね平成26年度予算額を基に見込んでいます。

【歳出】

人件費

- ・ 職員給与費については、職員数を現状維持とし、現行の給与体系を基本として推計しています。特別会計に属する職員の給与は、繰出金から人件費に振り替えています。
- ・ 退職手当組合負担金については、3年ごとの精算が行われることを見込んでいます。

扶助費

- ・ 障がい福祉費や生活保護費における対象者の増加や、子ども・子育て支援新制度の開始、子ども医療費の拡充などによる増額を見込んでいます。

公債費

- ・ 過去の建設事業に伴う市債の償還額は減少していますが、新庁舎建設や臨時財政対策債償還額の増加により、全体としては増額を見込んでいます。

繰出金

- ・ 下水道事業特別会計については、近年の建設事業の減少や過去の建設に対する市債の償還が進んでいることから減額を見込んでいます。
- ・ 国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、老年人口の増加などによる増額を見込んでいます。

普通建設事業費

- ・ 2014 推進計画に基づき推計していますが、平成 29 年度までは新庁舎建設のため増額を見込んでいます。その後は、過去 10 ヶ年の事業費をもとに一定の事業費を見込んでいます。
- ・ 建設事業による財源については、過去 10 ヶ年の事業内容により補助割合や市債の充当率等を考慮し推計しており、これによる借入金については公債費に反映させています。

その他

- ・ 物件費については、消費税率改定（10%）による増額を見込んでいます。
- ・ 維持補修費については、全体的な施設老朽化を想定し年 3%の増額を見込んでいます。
- ・ 補助費、貸付金、予備費については、概ね平成 26 年度予算を基に見込んでいます。

3. 今後の財政運営について

平成 26 年 9 月時点における中期財政推計では、地方税財政制度や社会保障制度など現行制度を前提とし、過去のように基金からの繰り入れや前年度の繰越金の活用を行わない場合には、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年で約 26 億円の一般財源が不足するものと推計しました。

また、借入金残高は、元金償還額を上回る借入れが続くことから、平成 26 年度末見込の約 250 億円が、平成 31 年度末には約 300 億円になる見込みです。

さらに、基金現在高は、平成 26 年度末見込で約 29 億円ですが、新庁舎建設において庁舎建設基金の約 12 億円を取り崩して財源とすることから、大幅に減少する見込みです。

平成 27 年度当初予算においては、地方財政計画において全国的な地方税収入増を見込み、地方交付税総額が削減されたことや、介護保険等の保険給付費の増加、労務単価、原材料費の上昇による建設事業費の増加などにより、収支不足が約 2 億 7 千万円拡大しています。

今後については、厚生労働省の毎月勤労統計調査（平成 26 年分結果確報）において 4 年ぶりに現金給与総額が増加しており、内閣府の月例経済報告（平成 27 年 1 月）においても景気は緩やかな回復基調が続いているとするなど、税収へのプラス要因が見込まれるものの、公共建築物や道路、橋梁などの修繕・更新への対応、物価上昇による建設事業や維持管理経費への影響、地方財政計画における歳出特別枠や別枠加算の見直し、社会保障制度改革の動向など、財政運営にあたっての不確定要素が多い状況にあります。

このような状況下においても、持続可能な財政運営を進めていくうえでは、短期的には、基金や繰越金の活用などの財源対策が必要ですが、中長期的には単年度収支の黒字化を図り、基金に依存しない財政運営や、適切な計画に基づく大型事業の歳出年度平準化を行っていく必要があります。

このことから、「行財政改革大綱・実行計画」における改革を強力に推し進めるとともに、今後も一層の行政コストの縮減、企業誘致や人口増加策などによる安定的な収入の確保に努めていきます。

また、総合計画における推進計画の策定にあたっては、社会情勢の変化、市民ニーズや地域課題などに的確に対応するため、毎年度の進捗状況を把握し、政策の選択と集中を積極的に進めていきます。

市民意識調査の結果

< 調査の目的 >

行財政改革に関する市民の意識や意向について把握し、新たな行財政改革の参考資料として活用するため、市民を対象に調査を行う。

< 調査の方法と回答結果 >

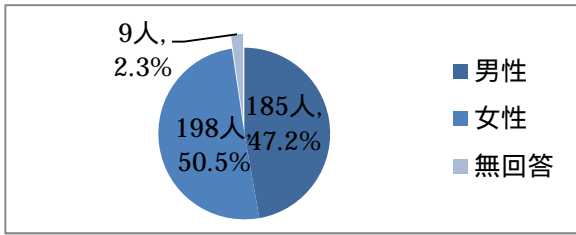
- (1) 調査対象：20歳以上の市民1,000名（無作為抽出）
- (2) 調査期間：平成25年6月7日～平成25年6月28日
- (3) 調査方法：郵送（料金受取人払の返信用封筒を同封）
- (4) 回答結果：有効回収数（率） 392人 39.2%

< 回答のみかた >

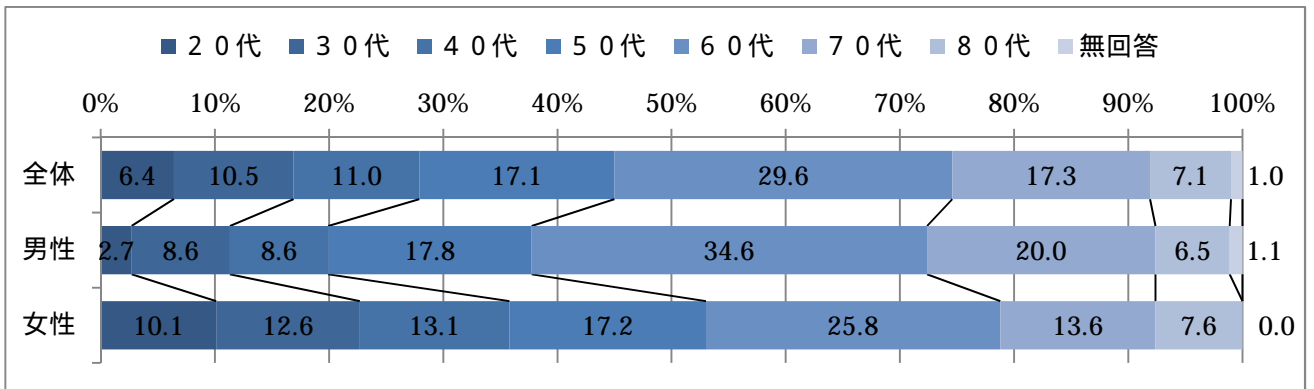
- (1) 回答率（各回答の百分率）は、回答総数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入した。このため、個々の比率の合計が100.0%にならない場合（99.9あるいは100.1）があります。
- (2) 1人の対象者に2つ以上の複数回答（「2つまで」「3つまで」「いくつでも」など）を認めた質問の場合、比率の合計は、回答者数を基数としているので、100%を超えることがあります。

< 回答者の属性 >

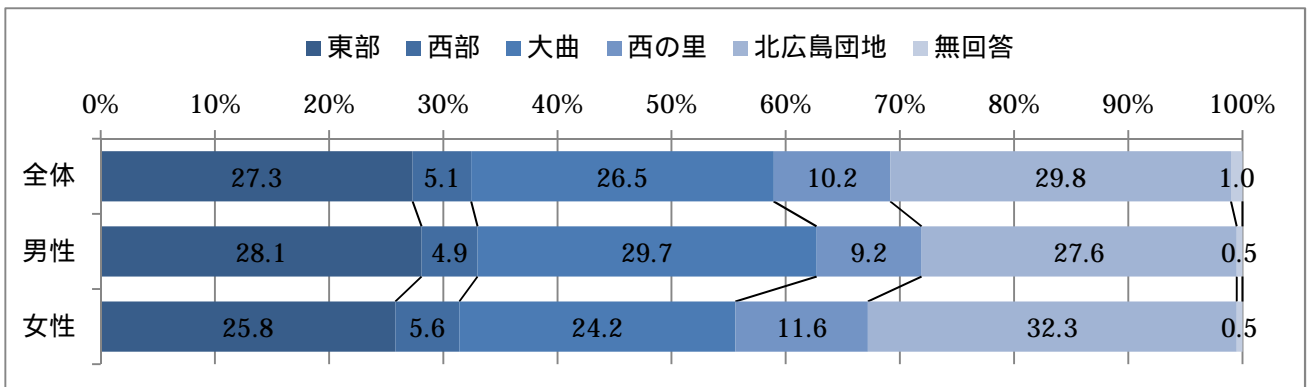
男女別



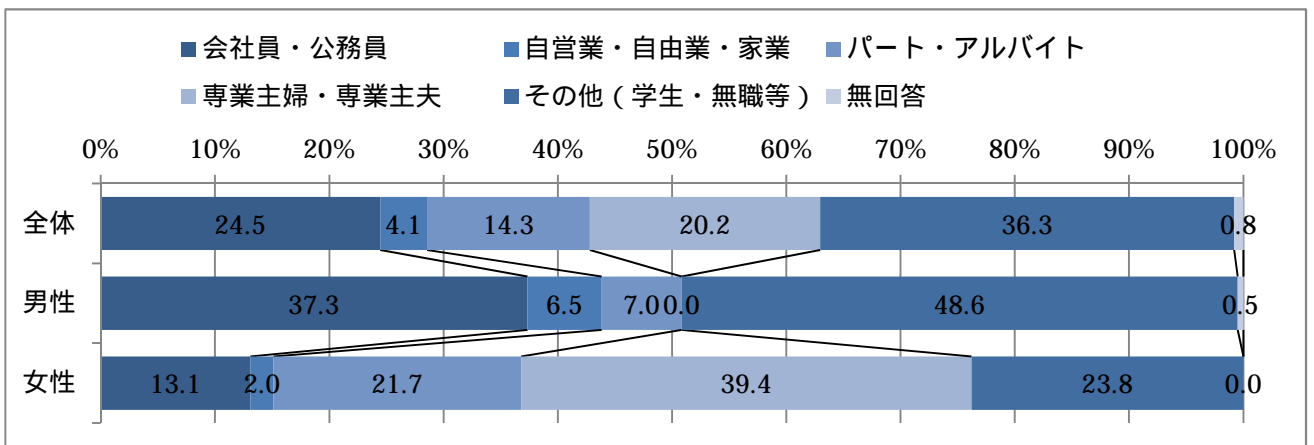
年齢別



地区別

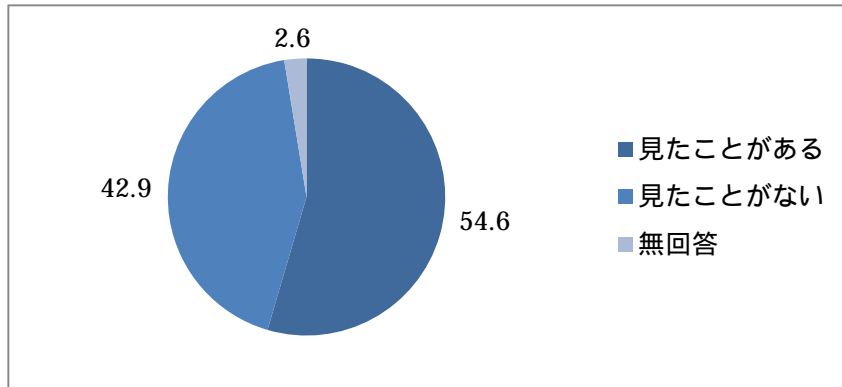


職業別

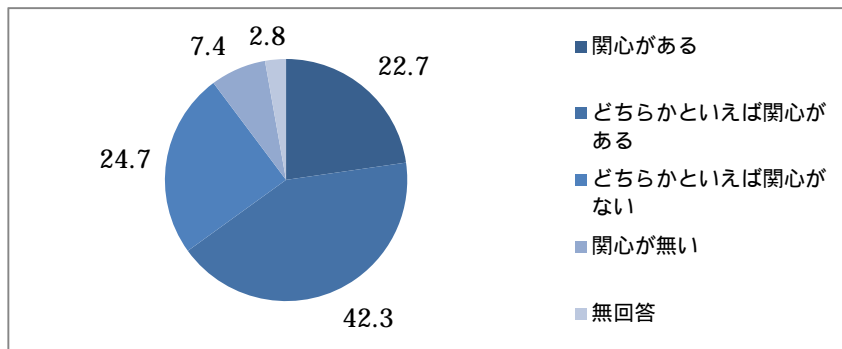


行財政改革について

Q. あなたは、北広島市の行財政改革の情報について、広報や市のホームページなどで見たことがありますか。
(は1つ)

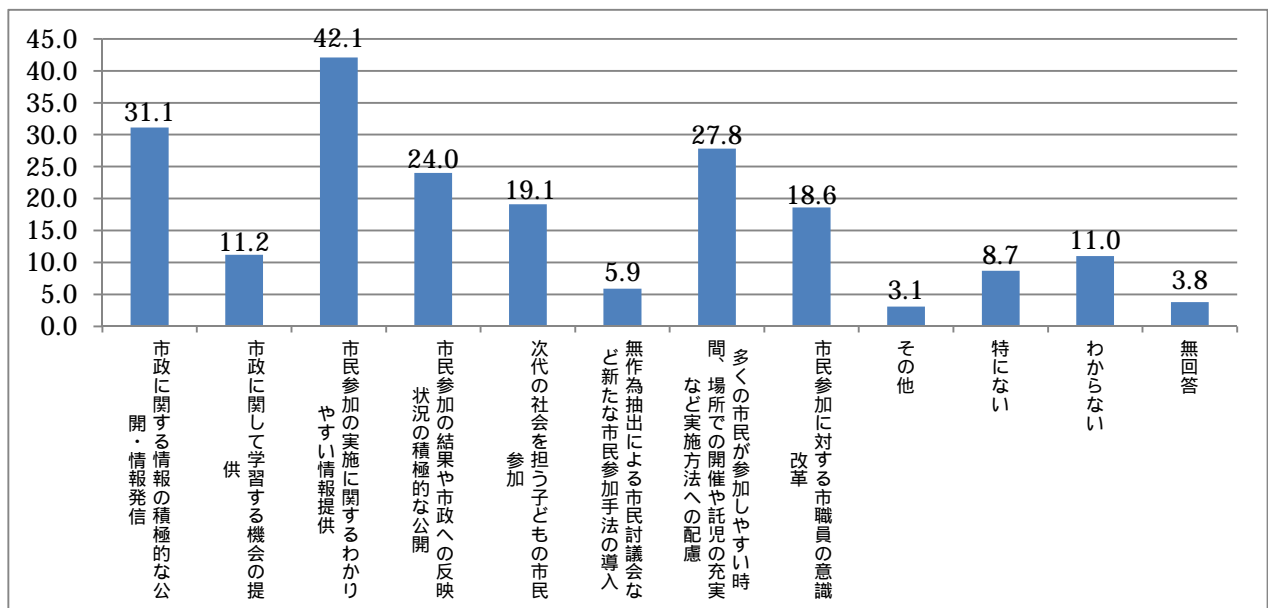


Q. あなたは、北広島市の行財政改革について、関心がありますか。(は1つ)



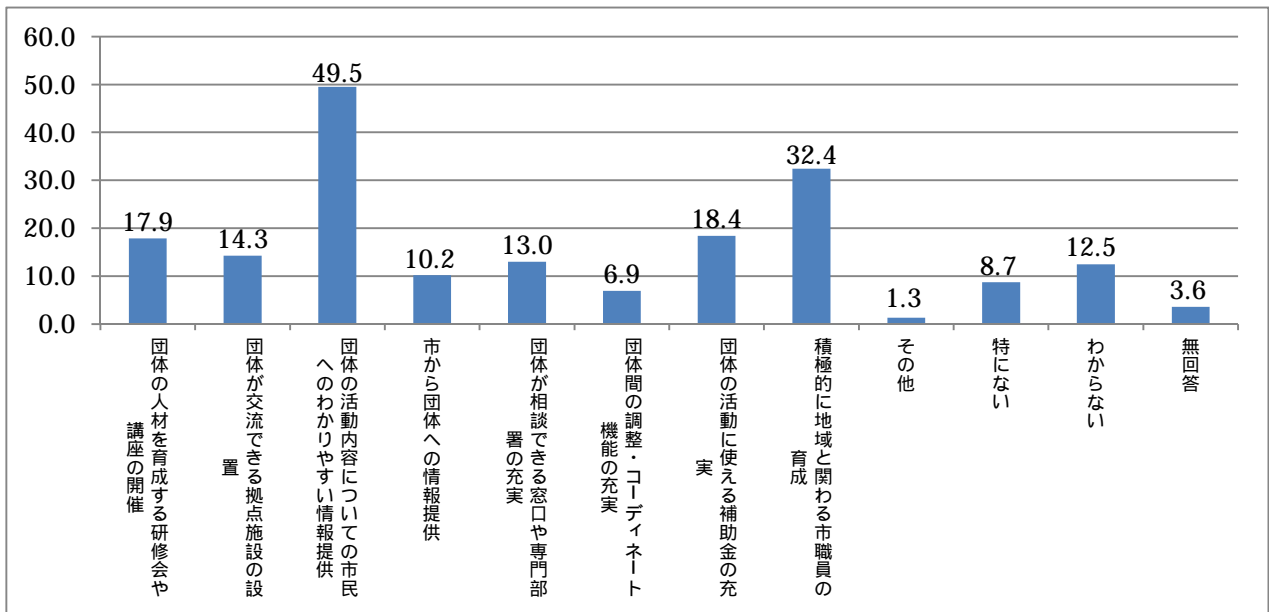
市民参加について

Q. 今後、市民参加を進めるために必要だと思うことは何ですか。(は3つまで)



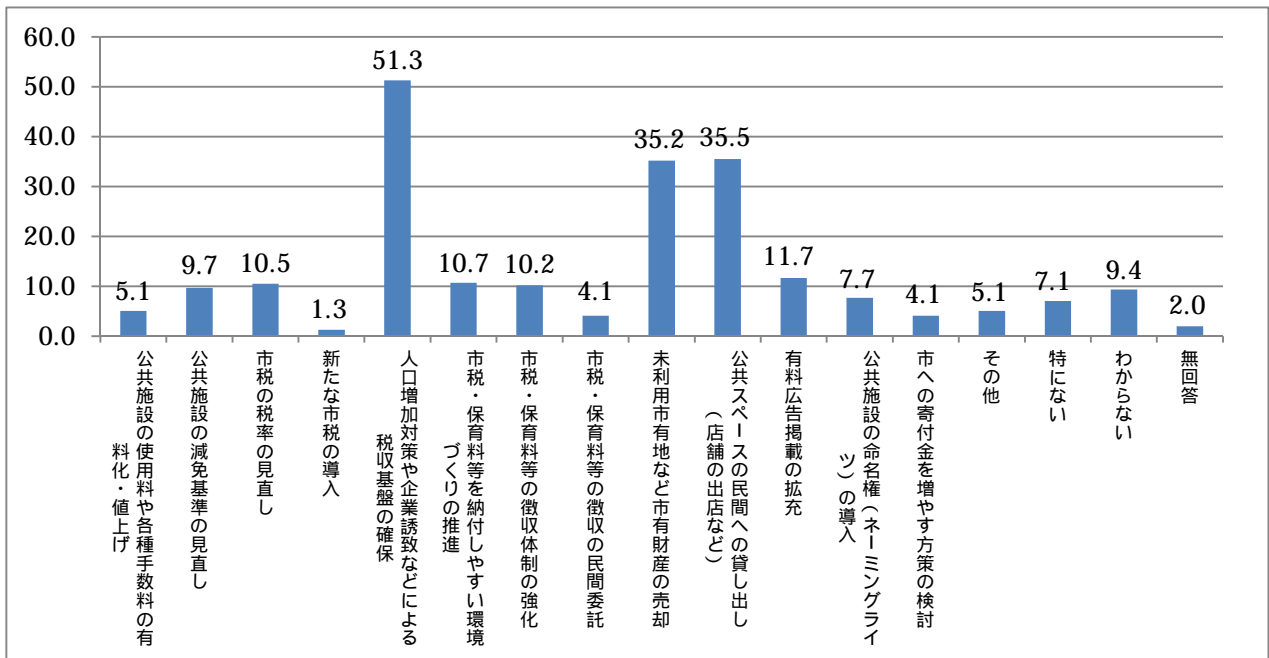
市民協働について

Q. 今後、市民協働を進めるために必要だと思うことは何ですか。(は3つまで)



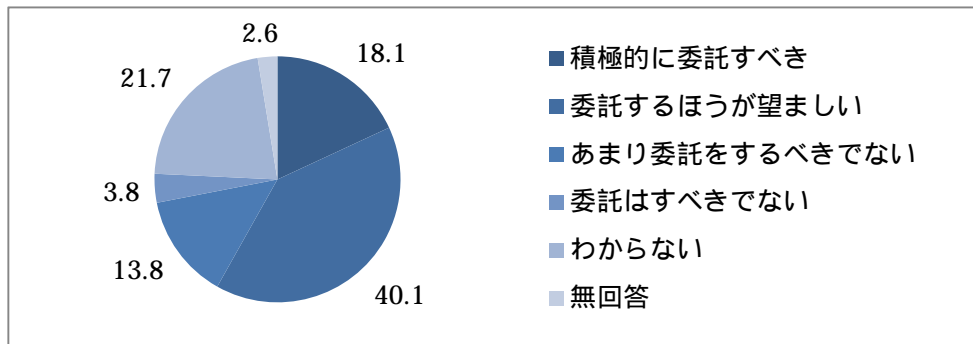
財政運営について

Q. 今後、市の収入を確保するため、重点的に取り組む必要があると思うものは何ですか。(は3つまで)



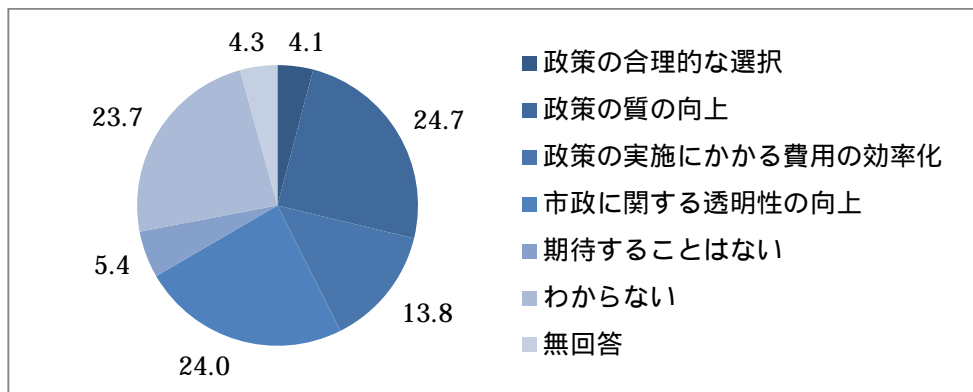
行政運営について

Q. 市の業務を民間委託することについてどう思いますか。(は1つ)



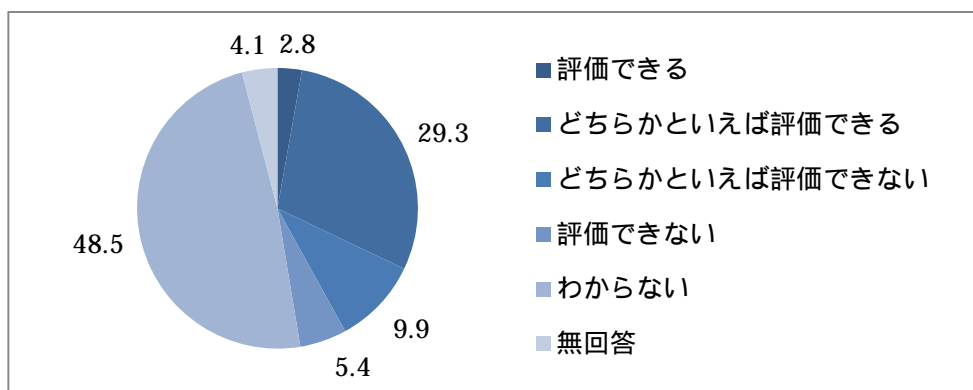
政策評価について

Q. 政策評価を行うことによって、あなたが最も期待することは何ですか。(は1つ)

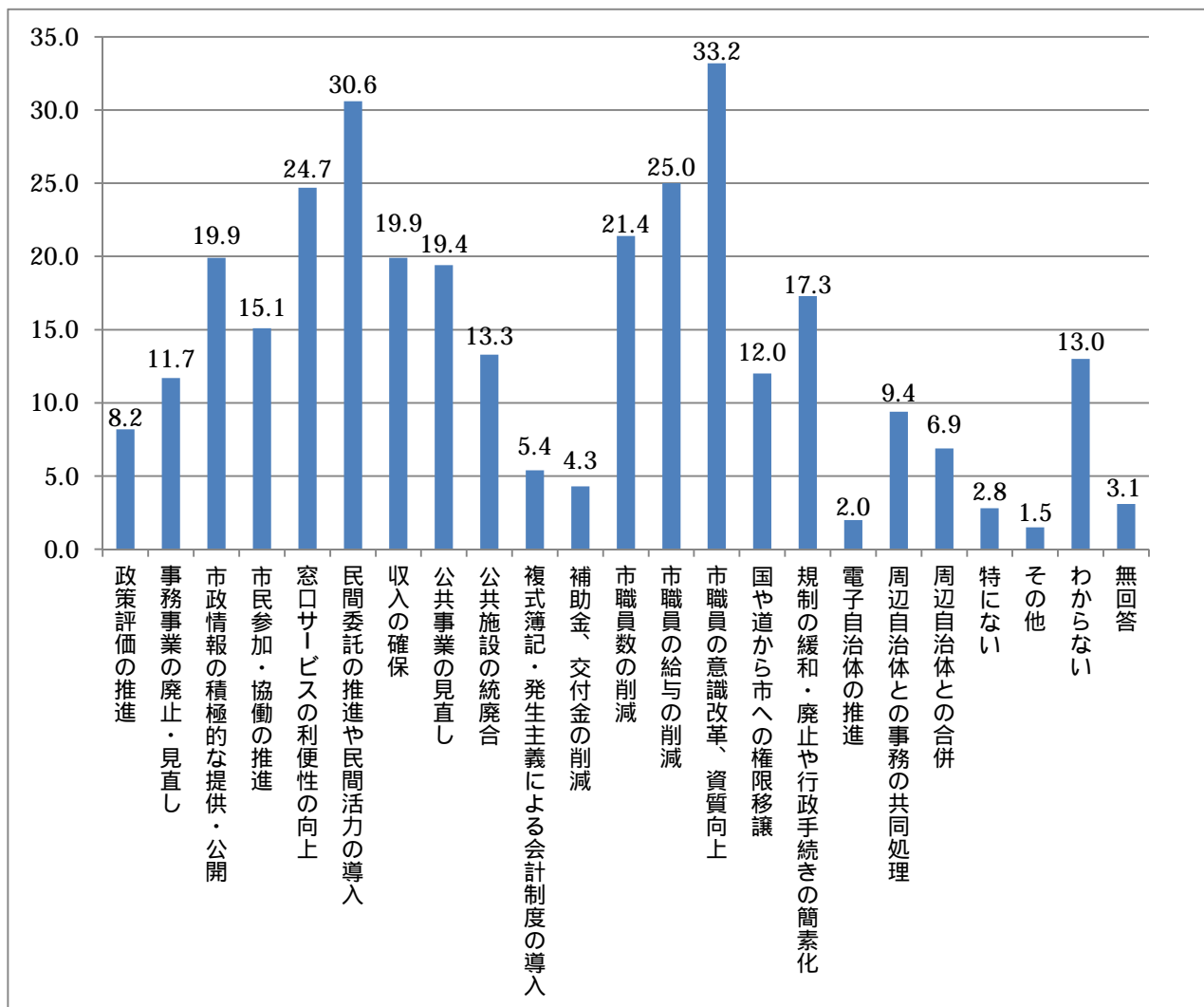


今後の行財政改革について

Q. あなたは、これまでの北広島市の行財政改革の取組みについてどう思いますか。(は1つ)



問15 今後の北広島市の行財政改革を進めるために、特にどのような改革が必要だと思いますか。(5つまで)



北広島市行財政改革推進委員会設置条例

北広島市行財政改革推進委員会設置条例（平成 25 年北広島市条例第 18 号）

（設置）

第 1 条 本市における行財政改革の推進を図るため、北広島市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 北広島市行財政改革大綱及び北広島市行財政改革・実行計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

北広島市行財政改革推進委員会委員名簿

委員任期 平成 25 年 12 月 26 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

氏 名	所 属 等
【委員長】 青山 浩之	道都大学 経営学部経営学科 准教授
【副委員長】 内田 忠吉	北英電工株式会社 代表取締役 北広島市電業協会 会長 前 北広島市商工業振興基本計画策定懇話会 会長
河上 愛理子	広島幼稚園 教諭 北広島市スポーツ推進委員
瀧谷 和隆	瀧谷和隆税理士事務所 代表 特定非営利活動法人エーピーアイ・ジャパン 理事長 認定特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク 理事
松本 紗矢子	北海道情報大学 経営情報学部先端経営学科 専任講師

(敬称略、五十音順)

策定経過

【平成 25 年】

6月7日～28日	市民意識調査（発送 1,000 名、回答 392 名）
12月26日	第 1 回行財政改革推進委員会（これまでの行財政改革について）

【平成 26 年】

1月31日	第 2 回行財政改革推進委員会（総括報告書、次期行革について）
3月3日	第 1 回行財政改革推進本部会議（総括報告書（中間報告）について）
3月19日	第 2 回行財政改革推進本部会議（総括報告書（中間報告）について）
3月31日	行財政構造改革大綱・実行計画 総括報告書（中間報告）決定
5月22日～6月19日	市議会正副議長・会派説明（総括報告書（中間報告）について）
5月26日	第 3 回行財政改革推進委員会（行財政構造改革で残された課題について）
6月5日	第 3 回行財政改革推進本部会議（策定方針について）
7月1日	第 4 回行財政改革推進本部会議 行財政改革大綱策定方針決定 広報北広島掲載（総括報告書（中間報告） 今後の予定について）
7月23日	第 5 回行財政改革推進本部会議（改革項目について）
8月18日	第 6 回行財政改革推進本部会議（大綱・実行計画（素案）について）
8月21日	第 4 回行財政改革推進委員会（大綱・実行計画（素案）について）
8月26日	第 7 回行財政改革推進本部会議 行財政改革大綱・実行計画（素案）決定
8月25日～29日	市議会正副議長・会派説明（大綱・実行計画（素案）について）
10月1日～31日	パブリックコメント（意見 0 件）

【平成 27 年】

3月2日	第 8 回行財政改革推進本部会議（大綱・実行計画（案）について）
3月9日	第 5 回行財政改革推進委員会（大綱・実行計画（案）について）
3月12日	市議会総務常任委員会報告（大綱・実行計画（案）について）

北広島市行財政改革大綱・実行計画

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 北広島市企画財政部行政推進課

〒061-1192 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

Tel.011-372-3311 Fax.011-372-3850